# 職員の給与に関する報告及び勧告

令和5年10月

川崎市人事委員会



5 川人委調第 5 6 1 号 令和 5 年 1 0 月 6 日

川崎市議会議長 青木功雄様 川崎市長 福田紀彦様

川崎市人事委員会 委員長 魚津利 興

## 職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別 紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

# 目 次

別 批 果 I	和	<b>音</b> 職員の給与等の実能 ······ 1	
	1	職員の給与等の実態	
	2	民間の給与等の実態	)
	3	民間給与との比較 … 4	Ł
	4	国家公務員給与との比較5	)
	5	物価及び生計費等 … 5	)
	6	人事院勧告の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	<b>,</b>
	7	本年の給与の改定	0
	( 1	1)月例給10	0
	(2	2) 期末・勤勉手当 12	2
	(3	3) その他の課題 1:	2
	8	人事管理に関する報告及び意見	4
	( 1	1) 人材の確保・育成	6
	(2	2) 勤務環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2:	2
	(3	3) 市民からの信頼確保 29	9
	9	おわりに	С
別紙第2	勧	告	1
参考	資	料 … 5.	5

## 報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所 の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条 件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

## 1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,436人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員(14,749人、平均年齢40.9歳)の平均給与月額は、407,287円(給料332,890円、扶養手当7,697円、地域手当55,522円、その他11,178円)となっている。

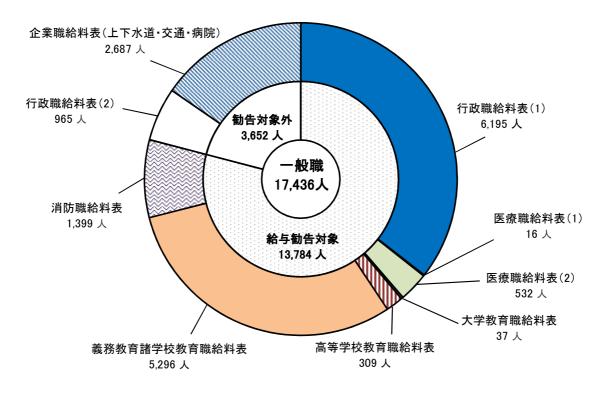
また、行政職給料表(1)の適用職員(6,195人、平均年齢41.6歳)の平均給与月額は、406,715円(給料328,914円、扶養手当7,850円、地域手当55,502円、その他14,449円)となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員(6,049人、平均年齢42.1歳)の平均給与月額は、411,332円(給料332,428円、扶養手当8,039円、地域手当56,134円、その他14,731円)となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を 除く一般職の職員である。

【参考資料第1表~第9表(55~115ページ)参照】

## 給料表別職員数 (令和5年4月時点)



- (注) 1 任期付職員、休職中の職員及び定年前再任用短時間勤務職員等は含まれていない。
  - 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3) 及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である。

## 2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の531事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表~第18表(118~132ページ)参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

## (1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で 217,150円、短大卒で190,977円、高校卒で179,279円となっている。

【参考資料第11表(119ページ)参照】

## (2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12 表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表(120~129ページ)参照】

## (3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で40.0%、高校卒で19.5%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で45.8%、高校卒で70.1%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で54.2%、高校卒で29.9%となっている。

【参考資料第13表(130ページ)参照】

## (4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は79.5%であり、その平均支給月額は配偶者12,623円、配偶者と子1人の場合19,166円、配偶者と子2人の場合25,289円となっている。

【参考資料第14表(130ページ)参照】

## (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞 与等の特別給は、所定内給与月額の4.50月分相当となっている。

【参考資料第15表(131ページ)参照】

## (6) 給与改定の状況

参考資料第16表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は50.6%、ベースアップを中止した事業所の割合は3.0%となっている。

また、参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.7%となっている。

【参考資料第16表・第17表(131ページ)参照】

## (7) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の 従業員(係員)で38.2%、課長級で44.3%、部長級で42.9%となっている。

【参考資料第18表 (132ページ) 参照】

## 3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

## 職員の給与と民間給与との較差

(単位:円)

		較 差
民間給与	職員の給与	a — b
а	Ъ	$\left(\frac{a-b}{b} \times 100\right)$
415, 329	411, 332	3, 997 (0. 97%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

## 4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、 国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、 学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のラスパイレス指数は、 100.7(国家公務員を100とする。)となっている。

## 5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では3.5%、本 市では3.3%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で181,090円、2人世帯で187,990円、3人世帯で233,960円、4人世帯で279,930円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,071円となっており、本年10月からは時間額1,112円に改定されている。

【参考資料第19表・第20表 (133~135ページ) 参照】

## 6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員(一般職)の 給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要 は、次のとおりである。

## 令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子

↑人事院

## 基本的な考え方

## 社会経済情勢や国際情勢が激変する中、

国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

## <mark>職員一人一人が躍動でき、Well-</mark>beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える 多様で有為な人材の確保の ための一体的な取組 02



職員個々の成長を通じた 組織パフォーマンスの 向上施策 13 8

多様なワークスタイル・ライフ スタイル実現とWell-being の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し 聖域なく課題横断的に議論(令和6年秋を目途に最終提言)

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

人事院 National Personnel Authority

## 課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

#### 課題への対応

#### 民間と公務の知の融合の推進

#### 実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長 級の職員として採用する試験を創設

#### 官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

#### 公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、 オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

## 採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

#### 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

#### 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用 戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交え た意見交換スキームを創設

## 人材確保を支える処遇の実現

令和6年 給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✔ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級~本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✔ 最優秀者のボーナスの上限引上げ ✔ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

#### 非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各 府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等につい て検討

## 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策



## 課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。その ため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメントカ向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づ く登用等の推進も重要

## 課題への対応

#### 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20~30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネ ジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内 閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や 研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつ ながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循 環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検 討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執 行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員と しての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業 の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

#### 個々の力を組織の力へつなげる取組

#### 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必 要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用につい て内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

## 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級~本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの ト限引 トけ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配 置を円滑化

- ✓ 地域手当の大くくり化 ✓新幹線通勤に係る手当額見直し ✓定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大
- 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備 

  ↑ 人事院 3

## 課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを 持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔 軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

#### 課題への対応

#### 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

#### 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とする ためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、 夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレ ワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で 週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職 員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

#### 仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立 支援制度の整備・周知等に取組

## 職員の選択を後押しする給与制度上の措置給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を 給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る

#### 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

#### 超過勤務の縮減 - 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調 **査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化** を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求 め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定 員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

## 職員の健康増進 一 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策 の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

## ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止 対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。 相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体 制整備の具体化等に取組

## 令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子



#### I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

#### Ⅱ 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保 を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

#### Ⅲ 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

#### IV 施行日

令和7年4月1日

## 令和5年 給与勧告の骨子



#### 本年の給与勧告のポイント ~過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ~

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、 俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

#### Ⅱ 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

#### 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%)[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

#### ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近 | 年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]



#### 月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給3,431円 はね返り分(※)438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

#### 体給表

- ① 行政職俸給表(一)
- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引上げ改定 (平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定
- ② その他の倭給表
- ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

#### ボーナス

#### 民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

#### (一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

#### その他

- ・初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

## 3 在宅勤務等手当の新設



在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を 軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

#### 手当の概要

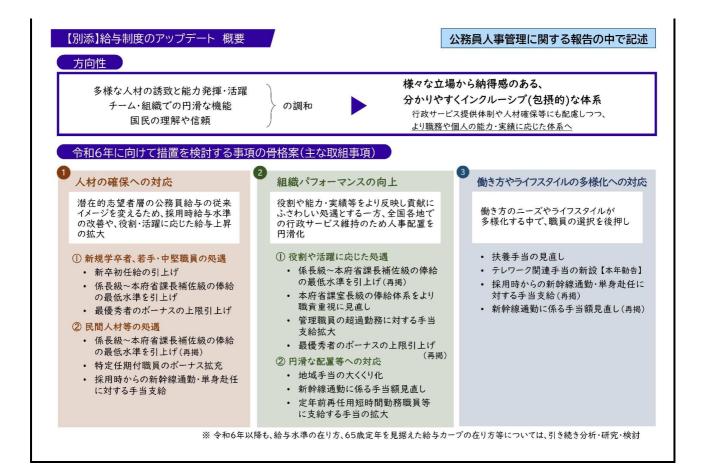
- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- 手当額は月額3,000円
- 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

#### 4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。 指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

## 【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円 地域手当非支給地地域手当非支給地
- ※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)



## 7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案 し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとお り、給与の改定について措置する必要があると考える。

#### (1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を3,997円(0.97%)下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

#### ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行う。その際、国との均衡を勘案して、高卒初任給を12,000円、大卒初

任給を11,000円、それぞれ引き上げる。これを踏まえ、若年層が在職する 号給に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で全ての級号給におい て引上げ改定を行うこととする。

## イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を 基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

## ウ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額

再任用職員については、平成13年度の制度導入以降、適切な給与水準の確保のため、給料月額の改定を行ってきた。平成29年には、国及び民間企業等における状況並びに現役職員との均衡を考慮した上で、給料月額がそれぞれの属する級の初号給を下回る場合は、初号給まで引き上げる改定を行ったところである。また、令和5年4月1日以降は、定年の引上げに伴い、再任用職員の給料月額を引き継ぐ形で、現行の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額が設定された。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)が担う職務や責任については、定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員と同等であり、給料月額についても給料表ごとに級内の均衡を図る必要がある。また、国においては、65歳定年の完成を視野に入れて60歳前・60歳超の各職員層の給与水準の在り方について検討を行っていくこととしており、本市においても、定年前再任用短時間勤務職員等を含めた高齢層職員をめぐる給与等の在り方について、検討を行っていく必要がある。

本年の行政職給料表(1)の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額に

おいては、国との均衡を基本とした改定を行うとともに、初号給を下回る 主任、係長級、課長補佐及び課長級の基準給料月額を、それぞれの職務の 級の初号給の給料月額と同額まで引き上げることとする。

また、行政職給料表(1)以外の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、所要の改定を行うこととする。

## (2) 期末·勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.40月分)が、民間事業所の特別給の支給割合(4.50月分)を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

併せて、定年前再任用短時間勤務職員、特定任期付職員、第1号任期付研 究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

## (3) その他の課題

ア 会計年度任用職員について

## (ア) 給与改定の取扱い

本市における常勤職員の給与の改定は、本委員会の勧告に基づき、原則として当該年度の4月1日に遡及して実施している。一方、会計年度任用職員については、常勤職員との均衡を考慮し、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、職務の特殊性を考慮した上で、任命権者が給料等の額を決定しており、その改定については、当該年度ではなく、翌会計年度の給料等に反映するものとしている。

本年4月、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、 国の非常勤職員の給与に関する指針の改正がなされ、常勤職員の給与が 改定された場合、当該常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び非 常勤職員の任期、勤務形態等を考慮の上、常勤職員の給与の改定に係る 取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努めることとされた。

本市においても、国の非常勤職員や本市の常勤職員との均衡の観点を 踏まえながら、会計年度任用職員の給料等の改定を行う際の適用日等に ついて、検討していく必要がある。

## (イ) 勤勉手当

令和2年度に導入された会計年度任用職員制度により、それまでの臨時的任用職員及び特別職非常勤嘱託員の大部分は会計年度任用職員に移行され、期末手当の支給が可能となった。一方、勤勉手当については、国の非常勤職員の勤勉手当の支給実績や、各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされた。

その後、対象となる国の非常勤職員全てに勤勉手当が支給されたことや、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、令和6年4月1日から施行される改正地方自治法により、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となった。また、これまでは運用上勤勉手当を支給しないことを基本とされてきた、フルタイムの会計年度任用職員についても、併せて勤勉手当を支給すべきとされた。

本市においても、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に向けて、国の 非常勤職員や本市の常勤職員との均衡の観点を踏まえながら、期間率や 成績率の取扱い、人事評価の結果を適切に反映させる方法等についての 検討を進め、適切に対応していく必要がある。

## イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年8月の職員の給与に関する報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(いわゆる「給与制度のアップデート」)に取り組み、令和6年に必要な措置を講ずる方針を示した。本年8月には、公務員人事管理に関する報告の中で、①多様性ある人材の公務への誘致とその能力発揮・活躍の促進、②チームや組織全体での体制の円滑な機能、③国民の理解や信頼の観点を調和させつつ、様々な立場の職員にとってより納得感のあるものとなるよう、分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系を志向し、より職務や個人の能力・実績に応じた給与制度にシフトしていく必要があるとした。また、措置を検討する事項の骨格案として、人材確保への対応、組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタイルの多様化への対応に関する様々な取組事項を示している。

今後は、令和6年に向けて、今回の報告の内容を骨格とする措置を講じられるよう検討作業を進めるとしており、本市においても、国や他都市の動向を注視していくとともに、本市の給与制度の在り方について整理していく必要がある。

## 8 人事管理に関する報告及び意見

本年8月、人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、公務員人事管理に関する報告を行った。

この報告の中で人事院は、現在、実務の中核を担うことが期待される30歳台から40歳台半ばまでの職員の数が10年前と比較して大きく減少し、国家的課題とも言える公務人材の確保が危機的な状況に直面していると述べている。また、公務内外の有為な人材にとって魅力ある公務現場の在り方を考えるときに、働き方や働くことに対する価値観もライフスタイルの状況を反映して多様化して

きていることにも目を向ける必要があるとしている。

そして、こうした認識のもと、公務における人材マネジメントに係る課題が 山積している状況に対応するため、「公務組織を支える多様で有為な人材の確 保のための一体的な取組」、「職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの 向上施策」、「多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土 台となる環境整備」の3点を示し、具体的な取組を進めていくとしている。ま た、検討に当たっては、各界有識者による会議を設置し、令和6年秋を目途に 最終提言を得た上で、その議論・提言を踏まえながら、公務員人事管理につい て抜本的なアップグレードを実行していくとしている。

本市は基礎自治体であり、国とは人事管理における状況が一概に同様とは言えないものの、今回の人事院における公務員人事管理に関する報告は、本市の課題解決に向けた取組においても、注視していく必要があるものと考える。

現在、本市においては、多様化する市民ニーズに応え、複雑化する行政課題に対応するため各種の施策を進めているが、その一方で、公務員志望者の減少や新規学卒者の就職活動の早期化などにより職員採用をめぐる環境が厳しい状況にあることや、恒常的に時間外勤務が多い職場があること、メンタルヘルス不調者が増加していること、また、組織運営にも関わる課題として職員の昇任意欲の低下や女性管理職の比率が少ないことなど、依然として様々な人事行政上の課題を抱えている。

こうした状況に対し、本委員会はこれまでも、人事管理に関する報告及び意見において人事管理に関する諸課題に言及するとともに、多様で有為な人材を確保するため、職員採用試験及び選考の見直しを行ってきた。また、係長昇任選考については、今年度から、人事委員会が実施する競争試験方式の選考から能力や実績等に基づく任命権者による選考へと移行し、主任昇任選考についても、任命権者による現行の選考に加え、人事委員会が実施する競争試験方式の選考を導入するなど、昇任制度の在り方を見直したところである。

このように、本市の人事行政についても、課題が非常に多岐に亘っており、 その解決は容易ではないが、採用、育成、評価及び異動などの一連の人事管理 について不断の見直しに取り組むとともに、全ての職員が生活と仕事を両立し 活躍するために必要な職場環境・職場風土づくりを推進していくことが重要で ある。

こうした認識のもと、本委員会は、本市の人事管理の取組における課題について、以下のとおり言及する。

## (1) 人材の確保・育成

## ア 人材の確保

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年4月には緊急事態宣言が発出されるなど、本市をはじめ各地方自治体においては、感染防止対策のため、組織整備や人員の確保に追われた。この間、本委員会においても、令和3年4月に急遽、民間企業等職務経験者採用試験を実施するなど、マンパワーの確保に取り組んだところである。

本年5月には、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類相当から5類感染症へと移行されることとなったが、経済活動の回復傾向などを背景とした民間企業の採用活動の活発化や早期化により、国においても、地方自治体においても、職員採用試験の受験者数は減少傾向にある。本市においても、この傾向は同様であり、その背景には、本市の採用試験が行われる以前に就職活動を終了させてしまう新規学卒者の増加や公務員特有の採用試験に対する負担感があるものと考えられる。

そのため、本委員会は、今年度の大学卒程度採用試験において、受験者の負担を軽減するために集団討論試験を廃止するとともに、これまで別日程で行っていた小論文試験と総合筆記試験を同日実施とするなど、試験制度の見直しに取り組んできたところである。また、広報活動については、

職場の雰囲気を伝えるため、先輩職員による座談会をWEB形式と併せて、対面形式でも実施するとともに、技術系職種については、自分の働く姿をイメージしてもらうこと等を狙いとして、既存の現場見学会に新たに業務の体験要素を加えた「専門職種 1 day 現場見学会」を実施した。今後もこうした取組の中で本市の魅力を伝えられるよう、より効果的な広報の在り方を検討していく。

とりわけ、土木職、建築職、機械職及び電気職の技術系職種については、 民間企業の採用意欲が高い水準にあることなどを背景に、近年、本市の受 験者数が低迷している。その確保に向けては、これまでも追加募集により 対応してきたが、これに加え、今年度については欠員補充のため、10月採 用に向けた民間企業等職務経験者採用試験を実施するに至ったところであ る。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、技術系の4職種について、令和6年度から、既存の大学卒程度採用試験の他に、新たに2種類の試験を導入することとした。まず、6月中旬までに最終合格者を発表できるよう既存の試験に先行して実施する試験では、一次試験において、民間企業で広く実施されている総合検査SPI3を導入する予定であり、民間企業を志望する学生にとっても、本市が就職先の一候補になることを期待している。また、秋に実施する試験では、一次試験を専門試験及び小論文試験のみとし、さらに、企業等からの転職希望者でも受験しやすい土曜日及び日曜日を試験日程とすることとした。既存の大学卒程度採用試験と併せ、通年で試験を実施することで幅広い層にとって受験しやすい環境を整え、受験者数の増加を図っていく。

本委員会では、今後も、民間企業や国、他都市などの状況を注視しつつ、 これらの施策の効果を検証し、多様で有為な人材の確保に向けた取組を積 極的に推進していく。また、人材の確保に当たっては、後述する人材の育 成や長時間勤務の是正、誰もが働きやすい職場環境づくり等の取組を推進することによって、受験対象者に選ばれる魅力ある市になるよう市全体で取り組む必要がある。

## イ 人材の育成

少子高齢化の急速な進行や産業経済を取り巻く環境の変化、都市インフラの老朽化など、社会状況が激しく変化する中、高度化・複雑化する行政課題に対応しながら持続可能な市民サービスを提供していくためには、高い専門性やコスト意識を持ち、主体的かつ積極的にコミュニケーションを図りながら、市民ニーズを的確に捉えて行動することのできる人材が求められている。

現在、本市における職員の人材育成は、職場におけるOJT、階層別研修などを基本として行われているが、令和2年度からの集合研修においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触機会を制限する必要があった。そこで、オンライン研修を活用することにより集団感染リスクを軽減させながら研修機会を確保してきたが、受講者間の対話や議論を通じて獲得できるような能力、例えば、異なる考え方に対する調整力やコミュニケーションスキルなどの習得については、演習やグループディスカッションといった対面での実施に比べ、一定の課題があった。

その一方で、オンライン研修は、場所を限定せずに研修を実施することが可能であるため、より多くの職員に研修機会を提供できるといった利点がある。現在、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類相当から5類感染症となり、対面による研修の実施も可能となったが、今後は、研修の目的や内容だけでなく、最適な実施方法等を検討し、オンラインと対面を適切に使い分けていくことで、より研修効果が高まるよう取組を進めることが重要である。

また、昨今の人材育成における課題として、専門職種の配置が挙げられ

る。例えば、各局においては、施設の老朽化による建替えや修繕等の問題に対応するため、従来、配置のなかった建築職等の専門職が必要とされる場合がある。こうした場合、局内における同職種の職員は非常に少ないため、スキルアップの途上にある若手職員が配置されると、周りに相談等ができる同職種の上司や先輩職員がおらず、専門的なノウハウの継承や蓄積など、必要な技術力の維持や向上の支障になりかねない。このことは、施設系の技術職に限らず、福祉系や医療系などの他の専門職種においても同様であり、こうした状況に対応するためには、職員のキャリア形成や自発的な能力開発、モチベーションの向上の観点からも、局や所属を越えた先輩職員との交流や、局等が主催する研修への局外の職員の参加を促進するなどの取組が求められる。

また、近年の新規採用職員の多くは、新型コロナウイルスの緊急事態宣言等により通学等が制限され、自宅でのオンライン授業となったり、サークル活動等へ参加できないなど、厳しい状況に置かれた世代である。管理監督者は、こうした状況によって、日々の学生生活の中で自然と身に付く能力を得る機会に恵まれなかった若手職員がいることも考慮しながら、それぞれの職場の中で、個々の事情や状況等に鑑み、適切に人材育成が図られるよう配慮が必要である。

今後も、大規模自然災害の激甚化や脱炭素社会の実現に向けた世界的な取組の拡大、デジタル化やAIの急速な進展など、本市職員を取り巻く状況は、目まぐるしい変化が予想される。任命権者においては、中長期的な視点から、職員一人一人の能力を高め、職員の成長が組織力向上につながるよう効果的に取組を進める必要がある。

## ウ 昇任制度の在り方

近年、本市の係長昇任選考の受験率は低下が続いており、組織全体の活力の維持や向上に影響を及ぼすことが懸念されている。

令和4年度に任命権者が実施した「働き方についてのアンケート調査」によれば、「より責任のある職に就きたいか」という問いに対して否定的な意見を示した職員の割合は、職位別に見ると、昇任制度の対象となる主任及び職員が係長級以上と比較して高くなっている。その理由として「責任のある職に魅力を感じないから」、「自分の能力に自信がないから」、「管理業務を行いたくないから」、「家事、育児、子育てとの両立が困難だから」などが挙げられており、昇任後の働き方や業務内容に対する不安、仕事と家庭の両立に対する負担を感じる職員が多いと考えられる。

そのため、昇任制度の見直しに向けては、昇任への不安感を軽減することや、出産や育児等のライフイベントを考慮することが重要であることから、まず、係長昇任制度については、今年度から3年の移行期間を設け、人事委員会が実施する競争試験方式の選考から、能力や実績等に基づく任命権者による選考へと移行し、制度移行後は、昇任時33歳以上の主任を対象として実施するものとした。また、主任昇任制度については、任命権者が、30代後半以降の職員を対象に実施している現行の主任昇任選考に加え、今年度から新たに、人事委員会が実施する競争試験方式の選考を昇任時30歳以上の職員を対象として実施することとした。

今回の昇任制度の見直しによって、主任昇任選考の種類が増えたことに加え、係長昇任前に主任として係長を補佐し、係長職を担うための準備期間を3年程度確保することで、職員が自らのライフプランに応じたキャリアプランを選択できるようになるなど、より責任のある職を目指す職員が増えていくことが期待される。

また、管理職(課長級)職員に占める女性の割合は、令和5年度時点で25%であり、令和8年4月1日までに30%以上とする「川崎市特定事業主行動計画」の目標値には未だ届いていない状況である。今回の昇任制度の見直しによって、昇任時期とライフイベントの重なりなどによる昇任への

負担感が軽減され、能力や実績等を有する女性職員の活躍が一層推進されることを期待する。

今後、新たな昇任制度の運用に当たっては、課題の検証や分析を適切に 行うとともに、若手職員の登用や人材育成の観点に留意しつつ、職員一人 一人が働き方への満足感をより感じられるよう、任命権者と連携しながら、 制度の適正な運用と不断の見直しに努めていく。

## エ 定年の引上げについて

地方公務員法の改正により、今年度から2年に1度、定年年齢が引き上げられ、令和13年度には65歳となる。本市においても所要の整備を行い、新たに管理監督職勤務上限年齢制(いわゆる役職定年制)を導入したほか、60歳に達した年度を越えて勤務する職員の給料月額は、原則として、それまで受けていた額の7割水準とすることとした。

定年の引上げに伴い、2年に1度、定年退職者が出ないことによる新規採用者数への影響が懸念されていたが、年齢構成の偏りによる安定的な組織運営への影響等を考慮し、令和6年4月採用となる採用試験においては、各年度の新規採用者数の調整が図られ実施されたところである。一方、令和6年4月には、初めて管理監督職が役職定年制の対象職員として課長補佐に降任し、分野横断的な事業調整や新たな行政課題への機動的な対応等を担う職のほか、スタッフ職等の実務を担う職などに配置される予定である。今後、こうした配置による組織の新陳代謝への影響も懸念されるが、配置される職員の役割や責任を踏まえた適切な業務の分担等により、それぞれの職場において、職員相互が働きやすい環境となることが望ましい。

また、少子高齢化による生産年齢人口の減少が進む中、複雑化する行政 課題への対応に当たり、60歳を超える職員が培ってきた知識や経験を活か せるという効果が期待される。その一方で、60歳に達した職員は、今回新 たに導入された定年前再任用短時間勤務制を活用することで、フルタイム の勤務だけでなく短時間勤務も選択できる。そのため、60歳を迎える職員に対しては、早期に情報提供や意向確認を適切に行うことにより、多様な働き方の中から、自らのワークスタイルやライフスタイルにあった働き方を選択できるよう取り組むことが重要である。

定年の引上げに対応した採用や人事配置等による職場環境への影響は、 定年年齢が65歳になる令和13年度まで続くものと考えられるが、中長期的 な視点を持って課題を検証し対応することで、組織の新陳代謝を図りつつ、 新たな職場環境で職員が互いを尊重し、職員全体が意欲的に働くことので きる職場の実現に努められたい。

## (2) 勤務環境の整備

## ア 長時間勤務の是正

長時間勤務は、公務能率の低下につながることはもちろん、健康障害やメンタルヘルス不調などの悪影響が懸念されることから、その是正は重要な課題である。

本市の令和4年度の全局区職員(教員を除く。)の時間外勤務の状況を見ると、年間480時間を超える時間外勤務を行った職員は、令和4年度は752人であり、令和3年度の771人に比べ2.5%減に留まり、ほぼ横ばいであった。このうち、年間1,000時間を超える時間外勤務を行った職員は47人であり、令和3年度の64人に比べ26%減少した。令和3年度は事業計画の策定や新型コロナウイルスへの対応業務等の影響により時間外勤務を行った職員が多く、その後の状況の変化等により、令和4年度には若干改善が見られたものと考えられるが、依然として恒常的に時間外勤務の多い職場が見受けられる。

こうした状況を改善し、職場における時間外勤務の縮減を図るためには、 まず、管理監督者が主体となり、年度当初に年間計画や職員の業務の内容 等を把握し、所属職員の業務分担を調整することや、年間における業務の 繁閑の時期を把握し、予め所属の内外に協力体制を構築することが重要で ある。特に、所属を越えた協力体制の構築には、管理監督者間の調整が不 可欠であることから、日頃から情報共有の促進に向けた場の設定など、積 極的な取組が必要である。職員の業務の平準化が図られることで、時間外 勤務の縮減はもとより、職員間のコミュニケーションの活性化、業務の相 互理解の促進など、様々な効果が期待できる。

また、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする「川崎市特定事業主行動計画」において、職員の年次休暇の取得目標は年間16日以上とされている。年次休暇の確実な取得は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るために重要な取組であることから、長時間勤務の是正との両輪で推進する必要がある。そのためには、管理監督者において、年次休暇取得の意義についての周知や年次休暇取得予定表の活用による計画的取得の促進、休暇取得日数の少ない職員に対する積極的な声かけ等の取組を継続することが重要である。

次に、教員については、近年、GIGAスクール構想の推進や、外国籍等特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加など、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化しており、全国的に働き方の見直しが急務となっている。

本市においても、教員の時間外在校等時間については、令和4年度における年間360時間を超える教員の割合は71.3%、年間720時間を超える教員の割合は21.4%であり、看過できない問題となっている。現在、令和4年度から令和7年度を取組期間とする「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、小学校における教科担任制の推進に向けた専科指導教員の配置や、中学校における部活動指導員の配置拡充等、業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保、意識改革の推進などを進めることとしている。一方で、この方針に示されているように、教員の長時間勤務の

背景には、「子どもたちのために」という思いがあることなどに鑑み、取組の推進に当たっては、教員のモチベーションにも十分に配慮することが重要である。

また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、教員不足や長時間勤務の実情を踏まえ、働き方改革の更なる加速化や処遇改善を一体的に進めることが示された。さらに、本年8月には、中央教育審議会の特別部会から、「教員を取り巻く環境は危機的状況にあると言っても過言ではない」とする緊急提言が行われたところであり、教員の働き方については、今後、国の動向を注視していく必要がある。

職員や教員のワーク・ライフ・バランスを確保し、心身の健康保持を図るためには、長時間勤務の是正が不可欠な取組であることから、今後も、任命権者における、働き方・仕事の進め方改革の取組が、さらに一層推進されることを求めるものである。

## イ 誰もが働きやすい職場環境づくり

職員の働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中、市民サービスを安定的に提供し、併せて、一人一人のワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、誰もが働きやすい職場環境を整備することが重要である。

そのため、本市では、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする「川崎市特定事業主行動計画」を策定し、育児や介護、不妊治療に伴う休暇・休業を取得しやすい職場環境づくりに向け、育児休業等の取得の意向確認面談を義務付けた。その際、特に男性職員については「休暇・休業取得計画書」の提出を求めるなど、より実効性のある取組を進めている。また、同計画において、男性職員の育児休業取得率30%以上という目標を掲げる中、令和4年度の取得率は37.4%となり、取組の成果が現れ始めている。

一方、令和4年度に任命権者が実施した「働き方についてのアンケート調査」によれば、育児休業を「取得しなかった、又はしない予定である」と回答した男性職員のうち、49.0%がその理由として「職場に迷惑をかけてしまうと思い、遠慮したから」と回答するなど、依然として、心理的に育児休業を取得しづらいという状況が存在していることが窺える。また、国は、本年6月に「こども未来戦略方針」を閣議決定し、これまで、2025年までに30%以上としていた男性の育児休業取得率の目標を、85%まで引き上げるとともに、1週間以上の取得という条件を新たに加えた。こうした結果や目標を踏まえ、任命権者においては、引き続き、男性職員が家事、育児等に参加する意識や風土の醸成、育児休業等の制度への理解促進など、より一層の取組強化が求められる。

また、本市では、新本庁舎への移転を契機としてペーパレス化やテレワークの推進等に取り組むとともに、移転後は、内線電話のスマートフォン化や無線LAN導入等のデジタルツールの活用により、紙や場所に制約されない多様で効率的なワークスタイルの実現を推進している。今後、取組の検証を行いながら、効果的な事例については、新本庁舎以外の職場にも広げていく必要がある。

さらに、新本庁舎において、紙文書を電子化するためのスキャン業務や物品補充作業などの事務補助を行うワークステーションが設置されるなど、障害者の活躍の場としての広がりが期待されている。本市の障害者実雇用率は、令和4年6月時点で2.68%となっており、令和4年度から令和7年度までを取組期間とする「第2期障害者活躍推進計画」において、障害者実雇用率3.0%以上等の目標を掲げていることを踏まえれば、目標達成に向け、障害特性に配慮した採用選考や職務の選定、前述したワークステーションの設置、週20時間未満の短時間雇用の導入等の取組を一層推進する必要がある。今後、さらに障害者雇用を促進するためには、職場での継続し

た面談の実施や障害者雇用支援員の配置の拡大などにより、周囲のサポート体制を充実させていくとともに、研修等により障害者に対する理解を促進することが重要である。

また、本年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行された。本市においても、性的マイノリティについては、ハラスメント等に関する相談窓口が設置されているが、当事者の生きづらさを解消し、働きやすいと思える職場環境を実現するためには、引き続き、職員向け研修における啓発等に取り組み、職員の理解を増進することが大切である。

このように、職員にとって働きやすい職場環境は一人一人異なることから、任命権者においては、職員の個性やライフステージを大切にし、ワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、互いに理解し合える職場環境づくりに向け、取組を推進されたい。

## ウ メンタルヘルス対策

本市の「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調による長期療養者数は、全局区(教員を含む。)において、令和元年度は263人、令和2年度は298人、令和3年度は363人、令和4年度は375人であり、増加傾向が続いている。特に、新型コロナウイルスへの対応等の影響が大きかった令和3年度は、令和2年度に比べ、大きく増加している。

任命権者が実施した新型コロナウイルス感染症流行に伴う職員のメンタルヘルスへの影響に関する調査の結果によると、令和3年度及び令和4年度のストレスチェックにおける高ストレス率は、流行前の令和元年度より高い率となっている。その理由として、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う突発的な業務変更や生活面における様々な行動制限等によるストレスが挙げられ、これらが職員のメンタルヘルスに影響を及ぼしたものとされている。

メンタルヘルス不調は、例えば、仕事面、生活面のいずれにおいても何らかの変化があれば起こり得るものと考えられ、仕事上の失敗や人間関係のトラブル、病気等だけでなく、結婚や妊娠、昇進など、一般的に喜ばしい出来事もストレス要因として、メンタルヘルス不調を引き起こす可能性がある。本年5月、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類相当から5類感染症となり、以前の状況に戻りつつあるところ、この変化もまた、ストレス要因となることに鑑みれば、引き続き、職員のメンタルヘルスの状況に注意する必要がある。

本市では、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、職員自身のストレスへの気付き及び対処の支援等を目的として、全職員を対象にストレスチェックが実施されている。ストレスチェックは、労働者のメンタルヘルス不調に効果があるものとされ、平成27年12月から、労働安全衛生法により義務付けられたものである。本市のストレスチェック受検率は、令和元年度の89.8%から令和4年度には94.2%と向上しており、今後、更なる受検率の向上を図るためには、ストレスチェックの目的等について、職員の一層の理解を深めるための普及啓発を徹底する必要がある。

なお、ストレスチェックについては、実施結果を職場改善に活用するなどの効果も期待されていることから、現在、専門家の協力を得て希望する職場において実施する職場環境改善研修や、職場における環境改善の取組の推進役を担うファシリテーター養成研修等が行われており、こうした取組を積極的に活用し、職場環境改善につなげていくことが重要である。

また、本市では近年、新本庁舎への移転を契機としてワークスタイル変革に取り組んでいるが、この変化による職員のストレスやメンタルヘルスへの影響、前述した新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の状況の把握など、メンタルヘルス不調に係る諸課題の調査、分析及び対策の検討等を着実に行う必要がある。

職員一人一人が心の健康を保ちながら職務を遂行できる職場環境を整えることは、職員のワーク・ライフ・バランスの基礎となることから、本委員会としても、実効性のあるメンタルヘルス対策を強く求め、その取組について注視していく。

## エ ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど様々であるが、これらはいずれも職員の能力発揮を妨げるだけでなく、メンタルヘルス不調や職場秩序の乱れ等につながることから、その根絶に向け、強い意志を持って対策に取り組む必要がある。

特にパワハラについては、厚生労働省が令和2年10月に全国の従業員30人以上の企業を対象として実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によれば、過去3年間にパワハラを受けたことがあると回答した者は31.4%で、他のハラスメントと比べると最も多い結果となっている。

また、令和2年6月には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、大企業におけるパワハラ防止措置が義務付けられた。さらに、令和4年4月以降は、これまで努力義務とされていた中小企業についても同様の防止措置が義務化されるなど、ハラスメントに関する防止対策が強化されている。

本市においても、これまで、「川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、相談窓口の設置、職員の階層に応じた研修の実施等に取り組むとともに、令和4年4月には、同要綱において、不妊治療を受けることに関する言動もハラスメントに含めることとするなど、新たなハラスメントの発生防止にも取り組んでいる。

ハラスメントの発生の原因や背景は様々であるが、今後、職員一人一人

のライフスタイルやワークスタイルの多様化が進んでいく中、その発生を 防止するためには、何よりも、職場におけるコミュニケーションの活性化 が重要である。

任命権者においては、職員の階層に応じた研修の実施や窓口に寄せられた相談への対応など、予防から再発防止に至る一連の対策を講じるとともに、職員一人一人が安心して働くことのできる職場環境づくりに努められたい。

## (3) 市民からの信頼確保

全ての職員は、厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に全体の奉仕者で あるとの自覚を持って職務に専念しなければならない。

職員の服務規律の確保については、これまでも本委員会の報告において繰り返し言及してきたところであるが、本年に入ってからも特別休暇の不正取得や旅費の不正受給など、市民からの信頼を失墜させるような不祥事が続いている。任命権者においては、毎年、通知や通達の発出、管理職を含む職員への研修等の取組を行っているが、今後も様々な機会を通じて職員の規範意識の向上に努め、再発防止と不祥事の根絶に取り組まれたい。また、事務の適正な執行の確保に向けて、内部統制制度の効果的な運用が図られることを期待する。

不祥事等の発生を未然に防ぐためには、職員同士が互いに関心を持ち、他人事としてではなく自らの問題として捉えて補完し合える関係を築くことが必要であり、そのためには、日頃から職員間のコミュニケーションが十分に図られていることが何よりも大切である。

今後は、これまでに述べた人材育成や勤務環境整備に関する取組を進めるとともに、職場内のコミュニケーションの活性化を図ることで、職員が安心して職務に取り組むことのできる風通しの良い職場風土が醸成されることを

期待する。

## 9 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、 別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

## 別紙第2

## 勧 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1に述べた報告に基づき、次の措置 を執られるよう勧告する。

## 1 給料表

給料表については、別記のとおり改定すること。

## 2 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第1で述べた事項を考慮して、引上げ改定 を行うこと。

## 3 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、2については、 この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

行 政 職 給 料 表 (1)

			1	丁	政	職	給	料	表	(1)						
職員の区	職務の級	1 級		級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級
分	号 給	給料月額	給料月		給料	月額	給料		給料		給料		給料		給料	
	1 2 3 4	円 156, 500 157, 400 158, 300 159, 200	169, 3 170, 9 172, 5 174, 1	900 500	243,	円 800 600 400 200	263, 264, 266, 268,	900 800	309, 311,	円 200 400 600 800	343, 346, 348, 350,	100 500	374, 376, 379, 382,	800 400	414, 417,	円 900 000 100 300
	5 6 7 8	160, 100 161, 200 162, 300 163, 400	175, 8 177, 5 179, 2 181, 0	500 200	248, 250,		270, 272, 274, 276,	600 600	318, 320,	900 100 300 500	353, 355, 358, 360,	700 100	384, 387, 390, 392,	400 100	426, 429,	300 400 500 700
	9 10 11 12	164, 400 165, 800 167, 000 168, 200	182, 6 184, 5 186, 4 188, 3	500 100	257,	000 600 500 400	278, 280, 282, 284,	300 300	326, 329,	600 900 100 300	363, 365, 368, 370,	700 200	395, 398, 400, 403,	000 800	438, 441,	700 800 900 100
	13 14 15 16	169, 300 170, 900 172, 500 174, 100	190, 1 192, 0 193, 9 195, 6	000	263, 265,	300 100 000 900	286, 288, 290, 292,	100 100	335, 337,	300 700 900 100	373, 376, 378, 381,	$\begin{array}{c} 000 \\ 400 \end{array}$	406, 408, 411, 414,	900 600	451, 454,	200 400 600 800
	17 18 19 20	175, 800 177, 500 179, 200 181, 000	197, 2 198, 9 200, 7 202, 6	900 700	268, 270, 272, 274,	600 300	294, 296, 298, 300,	100 100	344, 346,	100 400 700 000	383, 386, 388, 390,	$\frac{000}{400}$	416, 419, 422, 425,	600 300	463, 467,	800 900 100 300
	21 22 23 24	182, 600 184, 500 186, 400 188, 300	204, 3 206, 1 207, 8 209, 6	100 100			302, 304, 305, 307,	100 900	353, 356,	300 700 000 400	393, 395, 398, 400,	800 300	427, 430, 432, 435,	100 700	476, 479,	300 400 500 600
	25 26 27 28	190, 100 192, 000 193, 900 195, 600	211, 3 212, 8 214, 6 216, 4	300 300	285, 287,	200 200 200 200	309, 311, 313, 315,	600 500	362, 364,	400 600 800 000	403, 405, 407, 409,	300 500	437, 440, 442, 445,	200 700	488, 491,	700 600 500 500
	29 30 31 32	197, 200 198, 900 200, 700 202, 600	218, 2 219, 9 221, 6 223, 4	900 600	293,	300 000 700 400	317, 319, 321, 323,	200 100	371, 373,	000 100 100 300	412, 414, 416, 418,	200 200	447, 449, 451, 454,	700 900	499, 500,	400 200 900 600
	33 34 35 36	204, 300 206, 100 207, 800 209, 600	225, 1 226, 8 228, 5 230, 2	300 500	299, 300,	900 500 900 600	325, 326, 328, 330,	900 800	379, 381,	500 500 500 500	420, 421, 422, 424,	500 800	456, 457, 459, 460,	700 300	505, 506,	400 600 800 000
	37 38 39 40	211, 300 212, 800 214, 600 216, 400	232, 0 233, 6 235, 3 237, 1	300 300	306,	400 100 600 100	332, 334, 336, 338,	400 300	387, 388,	300 100 800 500	425, 425, 426, 427,	900 700	462, 463, 464, 464,	200 000	510, 511,	000 100 200 300
	41 42 43 44	218, 200 219, 900 221, 600 223, 400	238, 9 240, 4 242, 0 243, 8	000	312, 313,	900 400 900 700	340, 342, 344, 345,	100 000	393, 394,	300 600 900 300	428, 428, 429, 430,	800 500	465, 466, 466, 467,	100 800	514, 515,	500 300 100 900
	45 46 47 48	225, 100 226, 800 228, 500 230, 200	245, 5 247, 0 248, 5 250, 3	000	318, 320,	400 800 200 000	347, 349, 351, 353,	700 600	398, 399,	500 400 400 400	430, 431, 432, 432,	400 100	468, 468, 469, 470,	800 500	517, 518,	700 500 300 100

4 4 4 4 4		
18, 300 18, 900 19, 500 20, 100 449, 700 450, 200 450, 700 451, 300 21, 000 451, 300 451, 800	421, 500   452, 300 422, 000   452, 800 422, 500   453, 400	421, 500   452, 300   422, 000   452, 800

	105 106		323, 700 324, 300	367, 600 368, 000	394, 000 394, 400	432, 400			
	107 108		324, 800 325, 400	368, 400 368, 800	394, 800 395, 200				
	109 110 111 112		325, 800 326, 400 326, 900 327, 500	369, 200 369, 600 370, 000 370, 400	395, 700 396, 100 396, 500 396, 900				
	113 114 115 116		327, 900 328, 400 329, 000 329, 600	370, 800 371, 200 371, 600 372, 000	397, 400 397, 800 398, 200 398, 600				
	117 118 119 120		330, 000	372, 400 372, 800 373, 200 373, 600	399, 100 399, 400 399, 700 400, 000				
	121 122 123 124			374, 000 374, 300 374, 600 374, 900	400, 400 400, 700 401, 000 401, 300				
	125 126 127 128			375, 000 375, 100 375, 200 375, 300	401, 700 402, 000 402, 300 402, 600				
	129 130 131 132			375, 500 375, 600 375, 700 375, 800	403, 000 403, 300 403, 600 403, 900				
	133 134 135 136			375, 900 376, 000 376, 100 376, 200	404, 300 404, 600 404, 900 405, 200				
	137 138 139 140			376, 300 376, 400 376, 500 376, 600	405, 600				
	141 142 143 144			376, 700 376, 800 376, 900 377, 000					
	145 146 147 148			377, 100 377, 200 377, 300 377, 400					
	149	-lda Vitt	-t-t-	377, 500	-lda Vitt	-lde Note	dda Mt	dda Mt	dda Nati
定年 前再		基 準給料月額	給料月額	基 準給料月額		給料月額		給料月額	給料月額
任用 短時		円	円	円	円	円	円	円	円
間勤 務職員		171, 600	210, 100	239, 800	263, 000	307, 200	343, 700	374, 900	411, 800
<b>/</b>				ナ、巫リナン	A				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 259, 300 262, 200 265, 100 268, 000	円 340, 500 343, 000 345, 500 348, 000	円 390, 400 392, 800 395, 200 397, 600	円 439, 100 441, 600 444, 100 446, 600	円 490,000 492,400 494,800 497,200
	5	270, 800	350, 400	399, 800	449, 100	499, 500
	6	273, 700	353, 000	402, 300	451, 600	501, 800
	7	276, 600	355, 600	404, 800	454, 100	504, 100
	8	279, 500	358, 200	407, 300	456, 600	506, 400
	9	282, 500	360, 700	409, 700	459, 000	508, 500
	10	285, 600	363, 400	412, 200	461, 300	510, 800
	11	288, 700	365, 900	414, 700	463, 600	513, 100
	12	291, 800	368, 400	417, 200	465, 900	515, 400
	13	294, 800	370, 400	419, 700	468, 100	517, 300
	14	297, 300	372, 900	422, 200	470, 400	519, 600
	15	299, 800	375, 200	424, 700	472, 700	521, 900
	16	302, 300	377, 500	427, 200	474, 900	524, 200
	17	304, 700	379, 400	429, 600	477, 000	526, 100
	18	307, 200	381, 700	432, 100	479, 400	528, 300
	19	309, 500	384, 000	434, 600	481, 600	530, 500
	20	311, 800	386, 200	437, 100	483, 800	532, 700
	21	313, 900	388, 400	439, 500	485, 600	534, 900
	22	316, 200	390, 400	441, 800	487, 900	537, 100
	23	318, 500	392, 300	444, 100	490, 200	539, 300
	24	320, 800	394, 200	446, 400	492, 400	541, 500
	25	322, 900	396, 000	448, 400	494, 100	543, 500
	26	325, 100	398, 000	450, 600	496, 300	545, 600
	27	327, 300	400, 000	452, 800	498, 500	547, 700
	28	329, 500	402, 000	455, 000	500, 700	549, 800
	29	331, 500	403, 600	457, 200	502, 500	551, 700
	30	333, 700	405, 500	458, 900	504, 300	553, 400
	31	335, 900	407, 400	460, 600	506, 100	555, 100
	32	338, 100	409, 300	462, 300	507, 900	556, 800
	33 34 35 36	340, 100	411, 200 413, 100 415, 000 416, 900	463, 900 465, 600 467, 300 469, 000	509, 700 511, 400 513, 100 514, 800	558, 400 560, 000 561, 600 563, 200
定年再用時間	37 38 39 40		418, 700	470, 600 472, 300 474, 000 475, 700	516, 200 517, 700 519, 200 520, 700	564, 600 565, 900 567, 200 568, 500
間務員外職以の員	41 42 43 44			477, 200 478, 900 480, 600 482, 300	522, 200 523, 400 524, 600 525, 800	569, 700 570, 700 571, 700 572, 700
	45 46 47 48			483, 800 485, 500 487, 200 488, 900	527, 000 528, 200 529, 400 530, 600	573, 700 574, 700 575, 700 576, 700

	57 58 59 60 61 62 63 64			498, 900 499, 700 500, 500 501, 300 502, 000 502, 800 503, 600 504, 400	539, 600 540, 600 541, 600 542, 600 543, 600 544, 600 545, 600 546, 600	584, 900 585, 800 586, 700 587, 600 588, 500 589, 400 590, 300 591, 200
	65 66 67 68			505, 000 505, 800 506, 600 507, 400	547, 500 548, 400 549, 300 550, 200	592, 100 593, 000 593, 900 594, 800
	69 70 71 72			508, 000 508, 700 509, 400 510, 100	551, 000 551, 800 552, 600 553, 400	595, 700 596, 600 597, 500 598, 400
	73 74 75 76			510, 900 511, 600 512, 300 513, 000	554, 300 555, 100 555, 900 556, 700	599, 300 600, 200 601, 100 602, 000
	77 78 79 80			513, 700 514, 400 515, 100 515, 800	557, 600	602, 900
	81			516, 500		
定年		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年 前再 任用		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
短間務員		293, 000	340, 500	390, 400	439, 100	490, 000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
分	号 給	給料月額						
	1 2 3 4	円 156, 500 157, 400 158, 300 159, 200	円 169, 300 170, 900 172, 500 174, 100	円 239, 800 241, 600 243, 400 245, 200	円 263, 000 264, 900 266, 800 268, 700	円 307, 200 309, 400 311, 600 313, 800	円 343, 700 346, 100 348, 500 350, 900	円 374, 300 376, 800 379, 400 382, 000
	5	160, 100	175, 800	246, 800	270, 600	315, 900	353, 300	384, 700
	6	161, 200	177, 500	248, 600	272, 600	318, 100	355, 700	387, 400
	7	162, 300	179, 200	250, 400	274, 600	320, 300	358, 100	390, 100
	8	163, 400	181, 000	252, 200	276, 600	322, 500	360, 600	392, 700
	9	164, 400	182, 600	254, 000	278, 300	324, 600	363, 100	395, 200
	10	165, 800	184, 500	255, 600	280, 300	326, 900	365, 700	398, 000
	11	167, 000	186, 400	257, 500	282, 300	329, 100	368, 200	400, 800
	12	168, 200	188, 300	259, 400	284, 300	331, 300	370, 900	403, 500
	13	169, 300	190, 100	261, 300	286, 100	333, 300	373, 400	406, 300
	14	170, 900	192, 000	263, 100	288, 100	335, 700	376, 000	408, 900
	15	172, 500	193, 900	265, 000	290, 100	337, 900	378, 400	411, 600
	16	174, 100	195, 600	266, 900	292, 100	340, 100	381, 000	414, 300
	17	175, 800	197, 200	268, 600	294, 100	342, 100	383, 700	416, 900
	18	177, 500	198, 900	270, 600	296, 100	344, 400	386, 000	419, 600
	19	179, 200	200, 700	272, 300	298, 100	346, 700	388, 400	422, 300
	20	181, 000	202, 600	274, 100	300, 100	349, 000	390, 900	425, 000
	21	182, 600	204, 300	275, 900	302, 200	351, 300	393, 500	427, 500
	22	184, 500	206, 100	277, 700	304, 100	353, 700	395, 800	430, 100
	23	186, 400	207, 800	279, 400	305, 900	356, 000	398, 300	432, 700
	24	188, 300	209, 600	281, 200	307, 900	358, 400	400, 600	435, 300
	25	190, 100	211, 300	283, 200	309, 900	360, 400	403, 000	437, 700
	26	192, 000	212, 800	285, 200	311, 600	362, 600	405, 300	440, 200
	27	193, 900	214, 600	287, 200	313, 500	364, 800	407, 500	442, 700
	28	195, 600	216, 400	289, 200	315, 500	367, 000	409, 800	445, 200
	29	197, 200	218, 200	291, 300	317, 500	369, 000	412, 200	447, 500
	30	198, 900	219, 900	293, 000	319, 200	371, 100	414, 200	449, 700
	31	200, 700	221, 600	294, 700	321, 100	373, 100	416, 200	451, 900
	32	202, 600	223, 400	296, 400	323, 100	375, 300	418, 200	454, 100
	33	204, 300	225, 100	297, 900	325, 100	377, 500	420, 300	456, 100
	34	206, 100	226, 800	299, 500	326, 900	379, 500	421, 500	457, 700
	35	207, 800	228, 500	300, 900	328, 800	381, 500	422, 800	459, 300
	36	209, 600	230, 200	302, 600	330, 800	383, 500	424, 000	460, 900
	37	211, 300	232, 000	304, 400	332, 700	385, 300	425, 100	462, 400
	38	212, 800	233, 600	306, 100	334, 400	387, 100	425, 900	463, 200
	39	214, 600	235, 300	307, 600	336, 300	388, 800	426, 700	464, 000
	40	216, 400	237, 100	309, 100	338, 300	390, 500	427, 500	464, 800
	41	218, 200	238, 900	310, 900	340, 300	392, 300	428, 100	465, 400
	42	219, 900	240, 400	312, 400	342, 100	393, 600	428, 800	466, 100
	43	221, 600	242, 000	313, 900	344, 000	394, 900	429, 500	466, 800
	44	223, 400	243, 800	315, 700	345, 900	396, 300	430, 200	467, 500
	45	225, 100	245, 500	317, 400	347, 900	397, 500	430, 700	468, 100
	46	226, 800	247, 000	318, 800	349, 700	398, 400	431, 400	468, 800
	47	228, 500	248, 500	320, 200	351, 600	399, 400	432, 100	469, 500
	48	230, 200	250, 300	322, 000	353, 600	400, 400	432, 800	470, 200

	49 50 51	232, 000 233, 600 235, 300	252, 100 253, 600 255, 100	323, 800 325, 300 326, 900	355, 500 357, 000 358, 500	401, 400 402, 100 402, 800	433, 300 433, 900 434, 500	470, 800 471, 500 472, 200
	52	237, 100	256, 800	328, 600	360, 000	403, 600	435, 100	472, 900
	53 54 55 56	238, 900 240, 400 242, 000 243, 800	258, 600 260, 000 261, 400 263, 100	329, 900 331, 400 332, 800 334, 300	361, 400 362, 600 363, 900 365, 200	404, 300 404, 900 405, 500 406, 200	435, 800 436, 400 437, 000 437, 600	473, 500 474, 200 474, 900 475, 600
	57 58 59 60	245, 500 247, 000 248, 500 250, 300	264, 800 266, 200 267, 700 269, 400	335, 700 336, 900 338, 200 339, 700	366, 500 367, 400 368, 300 369, 200	406, 800 407, 400 408, 100 408, 800	438, 100 438, 700 439, 300 439, 900	476, 200 476, 900 477, 600 478, 300
	61 62 63 64	252, 100 253, 600 255, 100 256, 800	271, 000 272, 400 273, 900 275, 600	340, 900 342, 000 343, 100 344, 300	370, 000 370, 800 371, 600 372, 500	409, 300 409, 900 410, 500 411, 200	440, 400 441, 000 441, 600 442, 200	478, 900 479, 500 480, 100 480, 700
	65 66 67 68	258, 600 260, 000 261, 400 263, 100	277, 200 278, 700 280, 000 281, 500	345, 600 346, 200 346, 900 347, 800	373, 300 373, 900 374, 600 375, 300	411, 700 412, 300 412, 900 413, 500	442, 700 443, 300 443, 900 444, 500	481, 200 481, 800 482, 400 483, 000
定年	69 70 71 72	264, 800 266, 200 267, 700 269, 400	283, 400 284, 800 286, 300 288, 000	348, 700 349, 400 350, 200 351, 100	375, 800 376, 400 377, 000 377, 700	413, 900 414, 500 415, 100 415, 700	445, 000 445, 500 446, 000 446, 500	483, 500 484, 100 484, 700 485, 300
前任短間務職	73 74 75 76	271, 000 272, 400 273, 900 275, 600	289, 600 291, 000 292, 400 294, 000	351, 800 352, 400 353, 000 353, 700	378, 200 378, 800 379, 400 380, 000	416, 100 416, 700 417, 300 417, 900	447, 100 447, 600 448, 100 448, 600	485, 800 486, 400 487, 000 487, 600
員以   外の   職員	77 78 79 80	277, 200	295, 800 297, 300 298, 900 300, 500	354, 200 354, 700 355, 300 355, 900	380, 600 381, 100 381, 600 382, 200	418, 300 418, 900 419, 500 420, 100	449, 200 449, 700 450, 200 450, 700	488, 100
	81 82 83 84		302, 000 303, 400 304, 800 306, 300	356, 600 357, 100 357, 700 358, 300	382, 700 383, 200 383, 700 384, 200	420, 500 421, 000 421, 500 422, 000	451, 300 451, 800 452, 300 452, 800	
	85 86 87 88		307, 700 309, 000 310, 000 311, 200	358, 700 359, 200 359, 700 360, 200	384, 800 385, 300 385, 800 386, 300	422, 500 423, 000 423, 500 424, 000	453, 400	
	89 90 91 92		312, 300 313, 300 314, 300 315, 300	360, 700 361, 200 361, 700 362, 200	386, 800 387, 300 387, 800 388, 300	424, 500 425, 000 425, 500 426, 000		
	93 94 95 96		316, 100 316, 900 317, 800 318, 700	362, 500 362, 900 363, 400 363, 900	388, 700 389, 200 389, 700 390, 200	426, 500 427, 000 427, 500 428, 000		
	97 98 99 100		319, 200 319, 800 320, 400 321, 100	364, 200 364, 600 365, 000 365, 400	390, 600 391, 000 391, 400 391, 800	428, 500 429, 000 429, 500 430, 000		
	101 102 103 104		321, 600 322, 200 322, 700 323, 300	365, 900 366, 300 366, 700 367, 100	392, 300 392, 700 393, 100 393, 500	430, 500 431, 000 431, 500 432, 000		

ı	105	Ī	323, 700	367, 600	394, 000	432, 400	İ	l 1
	106 107 108		324, 300 324, 800 325, 400	368, 000 368, 400 368, 800	394, 400 394, 400 394, 800 395, 200	432, 400		
	109 110 111 112		325, 800 326, 400 326, 900 327, 500	369, 200 369, 600 370, 000 370, 400	395, 700 396, 100 396, 500 396, 900			
	113 114 115 116		327, 900 328, 400 329, 000 329, 600	370, 800 371, 200 371, 600 372, 000	397, 400 397, 800 398, 200 398, 600			
	117 118 119 120		330, 000	372, 400 372, 800 373, 200 373, 600	399, 100 399, 400 399, 700 400, 000			
	121 122 123 124			374, 000 374, 300 374, 600 374, 900	400, 400 400, 700 401, 000 401, 300			
	125 126 127 128			375, 000 375, 100 375, 200 375, 300	401, 700 402, 000 402, 300 402, 600			
	129 130 131 132			375, 500 375, 600 375, 700 375, 800	403, 000 403, 300 403, 600 403, 900			
	133 134 135 136			375, 900 376, 000 376, 100 376, 200	404, 300 404, 600 404, 900 405, 200			
	137 138 139 140			376, 300 376, 400 376, 500 376, 600	405, 600			
	141 142 143 144			376, 700 376, 800 376, 900 377, 000				
	145 146 147 148			377, 100 377, 200 377, 300 377, 400				
	149			377, 500				
定年 前再		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
任用短時		円	円	円	円	円	円	円
間勤 務職 員		171,600	210, 100	239, 800	263, 000	307, 200	343, 700	374, 900
		10 b+30 kk) >	出るようする			<b>六字示 未</b> 晔	1口 7井 4工 ロ1	

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、 看護師、准看護師その他の医療技術職員(以下「医療技術職員」という。)に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 221, 600 223, 600 225, 600 227, 600	円 272, 800 275, 400 278, 000 280, 600	円 306, 900 310, 000 313, 100 316, 200	円 355, 600 358, 400 361, 200 364, 000
	5	229, 300	283, 100	319, 000	366, 000
	6	231, 300	285, 600	322, 300	368, 500
	7	233, 300	288, 100	325, 300	371, 000
	8	235, 300	290, 600	328, 300	373, 500
	9	237, 100	292, 800	331, 100	375, 600
	10	239, 400	295, 200	334, 200	378, 000
	11	241, 700	297, 600	337, 300	380, 400
	12	243, 800	300, 000	340, 400	382, 800
	13	245, 500	302, 000	342, 900	385, 000
	14	247, 700	304, 300	345, 400	387, 400
	15	249, 900	306, 600	347, 900	389, 800
	16	252, 100	308, 900	350, 400	392, 200
	17	253, 900	311, 200	352, 000	394, 400
	18	256, 100	313, 500	354, 000	396, 700
	19	258, 300	315, 800	356, 000	399, 000
	20	260, 500	318, 100	358, 000	401, 300
	21	262, 800	320, 400	359, 900	403, 800
	22	265, 100	322, 600	361, 900	406, 200
	23	267, 400	324, 900	363, 700	408, 600
	24	269, 700	327, 200	365, 500	411, 000
	25	272, 000	329, 500	367, 300	413, 200
	26	274, 500	331, 700	369, 300	415, 500
	27	277, 000	333, 900	371, 200	417, 800
	28	279, 500	335, 700	373, 100	420, 100
	29	281, 400	337, 400	374, 700	422, 600
	30	283, 800	339, 300	376, 600	425, 000
	31	286, 200	341, 100	378, 500	427, 400
	32	288, 600	342, 900	380, 300	429, 800
	33	290, 400	344, 800	382, 100	432, 000
	34	292, 600	346, 700	383, 800	434, 300
	35	294, 800	348, 600	385, 500	436, 600
	36	296, 800	350, 500	387, 200	439, 000
	37	298, 500	352, 100	388, 500	441, 400
	38	300, 500	354, 000	390, 100	443, 800
	39	302, 300	355, 900	391, 700	446, 200
	40	304, 100	357, 800	393, 300	448, 600
	41	305, 500	359, 200	394, 900	450, 800
	42	306, 900	361, 000	396, 400	453, 300
	43	308, 300	362, 600	398, 000	455, 800
	44	309, 700	364, 200	399, 600	458, 300
	45	310, 800	365, 500	400, 800	460, 200
	46	311, 900	367, 100	402, 200	462, 700
	47	313, 000	368, 700	403, 600	465, 200
	48	314, 000	370, 300	405, 000	467, 700

	49	315, 000	371, 800	406, 500	469, 500
	50	316, 000	373, 300	407, 900	471, 600
	51	317, 000	374, 800	409, 300	473, 700
	52	317, 800	376, 300	410, 700	475, 800
	53	318, 500	377, 600	411, 900	477, 800
	54	319, 600	379, 000	413, 100	479, 700
	55	320, 500	380, 300	414, 300	481, 600
	56	321, 300	381, 600	415, 500	483, 500
	57	322, 000	383, 000	416, 800	485, 200
	58	322, 900	384, 400	418, 000	487, 000
	59	323, 800	385, 800	419, 200	488, 800
	60	324, 700	387, 200	420, 400	490, 600
定年 前再 任用 短時	61	325, 500	388, 300	421, 200	492, 200
	62	326, 400	389, 500	422, 300	493, 900
	63	327, 300	390, 700	423, 400	495, 600
	64	328, 200	391, 900	424, 500	497, 300
間難以の見	65	328, 900	393, 100	425, 300	499, 100
	66	329, 700	394, 300	426, 300	500, 600
	67	330, 500	395, 500	427, 300	502, 100
	68	331, 300	396, 700	428, 300	503, 600
職員   	69 70 71 72	331, 900 332, 800 333, 600 334, 200	397, 500 398, 500 399, 500 400, 500	429, 200 430, 000 430, 800 431, 600	505, 200 506, 600 508, 000 509, 400
	73	334, 800	401, 600	432, 400	510, 600
	74	335, 500	402, 500	433, 000	511, 700
	75	336, 200	403, 400	433, 600	512, 800
	76	336, 900	404, 300	434, 200	513, 900
	77	337, 600	405, 100	434, 900	514, 900
	78	338, 300	405, 900	435, 500	515, 900
	79	339, 000	406, 700	436, 100	516, 900
	80	339, 700	407, 500	436, 700	517, 900
	81	340, 400	407, 900	437, 400	518, 900
	82	341, 100	408, 500	438, 000	519, 700
	83	341, 800	409, 100	438, 600	520, 500
	84	342, 500	409, 700	439, 200	521, 300
	85	343, 200	410, 300	439, 900	521, 900
	86	343, 900	410, 900	440, 500	522, 700
	87	344, 600	411, 500	441, 100	523, 500
	88	345, 300	412, 100	441, 700	524, 300
	89	345, 900	412, 400	442, 400	524, 900
	90	346, 500	412, 900	443, 000	525, 700
	91	347, 100	413, 400	443, 600	526, 500
	92	347, 700	413, 900	444, 200	527, 300
	93	348, 200	414, 400	444, 700	527, 900
	94	348, 800	414, 900	445, 300	528, 700
	95	349, 400	415, 400	445, 900	529, 500
	96	350, 000	415, 900	446, 500	530, 300
	97	350, 500	416, 400	447, 000	530, 900
	98	351, 200	416, 900	447, 600	531, 600
	99	351, 900	417, 400	448, 200	532, 300
	100	352, 500	417, 900	448, 800	533, 000
	101	352, 800	418, 400	449, 300	533, 700
	102	353, 400	418, 900	449, 900	534, 400
	103	354, 000	419, 400	450, 500	535, 100
	104	354, 600	419, 900	451, 100	535, 800

	105 106 107 108	355, 100 355, 700 356, 300 356, 800 357, 200	420, 400 420, 900 421, 400 421, 900 422, 400	451, 600 452, 200 452, 800 453, 400 453, 900	536, 500 537, 200 537, 900 538, 600 539, 300
	110 111 112	357, 700 358, 200 358, 700	422, 900 422, 900 423, 400 423, 900	400, 900	559, 500
	113 114 115 116	359, 100 359, 600 360, 100 360, 600	424, 400		
	117 118 119 120	361, 000 361, 500 362, 000 362, 500			
	121 122 123 124	362, 900 363, 400 363, 900 364, 400			
	125 126 127 128	364, 800 365, 300 365, 800 366, 300			
	129	366, 700 基 準	 基 準	基準	基 準
定年前再		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任用 短期 務員		円 271, 900	円 284, 400	円 308, 600	円 378, 600
備老	この表は	<b></b>	     脚大学の学長   数授	 	- 778助毛である職員に

備考 この表は、看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に 適用する。

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 168, 800 170, 100 171, 400 172, 700	円 200, 200 202, 000 203, 800 205, 600	円 292, 900 295, 400 297, 800 300, 200	円 326, 900 329, 100 331, 300 333, 500	円 408, 000 409, 900 411, 800 413, 700
	5	174, 100	207, 500	302, 500	335, 500	415, 500
	6	175, 600	209, 300	305, 300	337, 800	417, 500
	7	177, 100	211, 100	308, 100	340, 100	419, 500
	8	178, 600	212, 900	310, 500	342, 400	421, 500
	9	180, 100	214, 900	312, 600	344, 200	423, 100
	10	181, 600	216, 900	314, 800	346, 300	425, 100
	11	183, 100	218, 900	317, 000	348, 400	427, 000
	12	184, 600	220, 900	319, 400	350, 500	428, 900
	13	186, 100	222, 300	321, 900	352, 400	430, 900
	14	187, 800	224, 300	324, 100	354, 500	432, 800
	15	189, 500	226, 300	326, 300	356, 600	434, 700
	16	191, 200	228, 300	328, 500	358, 700	436, 600
	17	192, 900	229, 700	330, 500	360, 600	438, 600
	18	194, 700	231, 400	332, 700	362, 600	440, 500
	19	196, 500	233, 400	334, 900	364, 600	442, 400
	20	198, 300	235, 500	337, 100	366, 600	444, 300
	21	200, 200	237, 500	339, 100	368, 600	446, 000
	22	202, 000	240, 100	341, 200	370, 600	447, 800
	23	203, 800	242, 700	343, 300	372, 600	449, 600
	24	205, 600	245, 300	345, 400	374, 500	451, 400
	25	207, 500	248, 000	347, 200	376, 300	453, 200
	26	209, 300	250, 600	349, 300	378, 200	454, 900
	27	211, 100	253, 200	351, 400	380, 100	456, 600
	28	212, 900	255, 800	353, 400	382, 000	458, 300
	29	214, 800	258, 300	355, 200	383, 900	459, 800
	30	216, 700	260, 900	357, 100	385, 900	461, 300
	31	218, 600	263, 500	359, 000	387, 900	462, 800
	32	220, 200	266, 100	360, 900	389, 900	464, 300
	33	222, 000	268, 500	362, 900	391, 500	465, 700
	34	223, 700	271, 200	364, 800	393, 400	466, 900
	35	225, 400	273, 900	366, 700	395, 300	468, 100
	36	227, 100	276, 200	368, 600	397, 200	469, 300
	37	228, 700	278, 500	370, 300	399, 000	470, 400
	38	230, 400	280, 900	372, 100	400, 600	471, 500
	39	232, 100	283, 300	373, 900	402, 200	472, 600
	40	233, 800	285, 700	375, 700	403, 800	473, 700
	41	235, 200	287, 800	377, 400	405, 300	474, 600
	42	236, 900	290, 200	379, 200	406, 900	475, 300
	43	238, 400	292, 500	381, 000	408, 500	476, 000
	44	239, 900	294, 800	382, 800	410, 100	476, 700
	45	241, 600	297, 100	384, 400	411, 500	477, 500
	46	243, 300	299, 400	386, 000	413, 100	478, 200
	47	245, 000	301, 700	387, 600	414, 700	478, 900
	48	246, 700	304, 000	389, 200	416, 200	479, 600

	49 50 51	247, 900 249, 500 251, 100	306, 400 308, 800 311, 200	391, 000 392, 500 394, 000	417, 700 419, 300 420, 900	480, 100 480, 700 481, 300
	52 53	252, 700 254, 200	313, 500 315, 700	395, 300 396, 600	422, 500 423, 900	481, 900 482, 600
	54 55 56	255, 800 257, 400 259, 000	317, 800 319, 900 322, 000	398, 100 399, 600 401, 100	425, 500 427, 100 428, 700	483, 200 483, 800 484, 400
	57 58 59 60	260, 500 262, 200 263, 900 265, 600	324, 300 326, 500 328, 700 330, 900	402, 200 403, 600 405, 000 406, 400	430, 000 431, 600 433, 200 434, 800	485, 000
	61 62 63 64	266, 800 268, 400 270, 000 271, 600	332, 900 335, 000 337, 100 339, 200	407, 800 409, 100 410, 400 411, 700	436, 100 437, 700 439, 300 440, 800	
	65 66 67 68	273, 100 274, 800 276, 000 277, 400	341, 000 343, 100 345, 200 347, 300	412, 900 414, 200 415, 500 416, 800	442, 100 443, 500 444, 900 446, 300	
	69 70 71 72	278, 800 279, 600 280, 600 281, 600	349, 000 350, 900 352, 800 354, 700	418, 000 419, 300 420, 600 421, 900	447, 700 448, 800 449, 900 451, 000	
	73 74 75 76	282, 600 283, 600 284, 800 285, 700	356, 700 358, 500 360, 300 362, 100	422, 800 424, 000 425, 200 426, 400	452, 200 453, 200 454, 200 455, 200	
定年前再	77 78 79 80	286, 400 287, 400 288, 400 289, 100	364, 100 365, 900 367, 700 369, 500	427, 500 428, 700 429, 900 431, 100	456, 200 456, 900 457, 600 458, 300	
任用 短時 動 務職	81 82 83 84	290, 200 290, 900 291, 800 292, 800	371, 100 372, 700 374, 300 375, 900	432, 100 433, 200 434, 300 435, 400	458, 900 459, 500 460, 100 460, 700	
員以 外の 職員	85 86 87 88	293, 800 294, 700 295, 600 296, 500	377, 300 378, 600 379, 900 381, 200	436, 500 437, 500 438, 500 439, 500	461, 200	
	89 90 91 92	297, 400 298, 300 299, 200 300, 100	382, 900 384, 200 385, 500 386, 800	440, 200 440, 900 441, 600 442, 300		
	93 94 95 96	300, 900 301, 800 302, 700 303, 600	388, 400 389, 800 391, 200 392, 600	442, 800 443, 400 444, 000 444, 600		
	97 98 99 100	304, 200 305, 100 306, 000 306, 900	393, 500 394, 700 395, 900 397, 100	445, 000 445, 400 445, 800 446, 200		
	101 102 103 104	307, 300 308, 000 308, 700 309, 400	398, 400 399, 400 400, 400 401, 400	446, 700 447, 100 447, 500 447, 900		

105 106 107 108	309, 900 310, 400 310, 900 311, 400	402, 500 403, 500 404, 500 405, 500	448, 200 448, 600 449, 000 449, 400	
109 110 111 112	312, 100 312, 500 312, 900 313, 300	406, 500 407, 400 408, 300 409, 200	449, 600	
113 114 115 116	313, 900 314, 400 314, 900 315, 400	409, 900 410, 700 411, 500 412, 300		
117 118 119 120	315, 700 316, 200 316, 700 317, 200	413, 000 413, 800 414, 600 415, 400		
121 122 123 124	317, 500 317, 900 318, 300 318, 700	416, 000 416, 800 417, 600 418, 400		
125 126 127 128	318, 900 319, 200 319, 500 319, 800	418, 900 419, 600 420, 300 421, 000		
129 130 131 132	320, 200	421, 500 422, 100 422, 700 423, 300		
133 134 135 136		424, 000 424, 500 425, 000 425, 500		
137 138 139 140		426, 100 426, 500 426, 900 427, 300		
141 142 143 144		427, 700 428, 100 428, 500 428, 900		
145 146 147 148		429, 100 429, 400 429, 700 430, 000		
149 150 151 152		430, 300 430, 600 430, 900 431, 200		
153 154 155 156		431, 500 431, 800 432, 100 432, 400		
157 158 159 160		432, 700 433, 000 433, 300 433, 600		

	161 162 163 164 165		433, 900 434, 200 434, 500 434, 700 434, 900			
定年前再		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
前任短間 形用時 動職 長		円 226, 900	円 270, 300	円 299, 000	円 327, 800	円 408, 000

備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養 護助教諭及び実習助手に適用する。

<sup>2</sup> この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 174, 200 175, 700 177, 200 178, 700	円 188, 600 190, 500 192, 400 194, 300	円 257, 400 259, 500 261, 600 263, 700	円 291, 100 293, 400 295, 500 297, 600	円 399, 100 400, 500 401, 900 403, 300
	5	180, 300	196, 200	265, 400	299, 700	404, 500
	6	182, 000	198, 300	267, 400	301, 800	406, 000
	7	183, 700	200, 400	269, 400	303, 900	407, 500
	8	185, 400	202, 500	271, 400	306, 000	409, 000
	9	186, 800	204, 300	273, 200	308, 100	410, 200
	10	188, 600	206, 900	275, 000	310, 400	411, 600
	11	190, 400	209, 500	276, 800	312, 700	412, 900
	12	192, 200	212, 100	278, 600	315, 000	414, 100
	13	194, 100	214, 800	280, 200	316, 800	415, 400
	14	196, 200	216, 400	281, 800	318, 700	416, 800
	15	198, 300	218, 000	283, 400	320, 600	418, 100
	16	200, 400	219, 600	285, 000	322, 500	419, 500
	17	202, 200	221, 600	287, 100	324, 800	420, 700
	18	204, 600	223, 100	288, 900	326, 800	422, 000
	19	207, 000	224, 600	290, 700	328, 800	423, 100
	20	209, 400	225, 900	292, 700	330, 800	424, 400
	21	211, 400	227, 200	294, 900	332, 900	425, 600
	22	213, 000	228, 700	297, 100	335, 000	426, 600
	23	214, 600	230, 200	299, 100	337, 100	427, 900
	24	216, 200	231, 700	301, 100	339, 200	429, 200
	25	217, 900	233, 200	303, 200	341, 000	430, 500
	26	219, 500	234, 700	305, 300	343, 000	431, 600
	27	221, 100	236, 200	307, 400	344, 700	432, 600
	28	222, 700	237, 700	309, 500	346, 400	433, 700
	29	223, 800	239, 300	311, 200	348, 300	435, 000
	30	225, 100	241, 400	313, 200	349, 900	436, 000
	31	226, 400	243, 500	315, 200	351, 500	437, 200
	32	227, 700	245, 600	317, 200	353, 100	438, 300
	33	229, 100	248, 100	319, 000	354, 700	439, 500
	34	230, 500	250, 500	321, 000	356, 300	440, 300
	35	231, 900	252, 900	323, 000	357, 900	441, 200
	36	233, 300	255, 100	325, 000	359, 500	441, 900
	37	234, 400	257, 000	327, 000	361, 200	442, 800
	38	235, 700	259, 100	329, 000	362, 700	443, 500
	39	237, 000	261, 200	331, 000	364, 200	444, 200
	40	238, 300	263, 300	333, 000	365, 700	445, 000
	41	239, 700	265, 500	335, 100	366, 900	446, 000
	42	241, 000	267, 500	337, 200	368, 300	446, 700
	43	242, 200	269, 500	339, 300	369, 700	447, 500
	44	243, 400	271, 500	341, 400	371, 100	448, 300
	45	244, 700	273, 500	343, 200	372, 700	449, 200
	46	245, 900	274, 900	345, 300	374, 200	449, 900
	47	247, 100	276, 300	347, 100	375, 700	450, 700
	48	248, 300	277, 700	348, 900	377, 200	451, 400

	49 50 51 52	249, 500 250, 700 251, 900 253, 100	279, 400 281, 200 282, 900 284, 600	351, 000 352, 700 354, 400 356, 100	378, 300 379, 800 381, 300 382, 800	452, 300 453, 000 453, 800 454, 600
	53 54 55 56	254, 300 255, 500 256, 700 257, 900	286, 300 288, 400 290, 500 292, 600	357, 500 359, 200 360, 900 362, 600	383, 800 385, 100 386, 400 387, 700	455, 500 456, 300 457, 100 457, 800
	57 58 59 60	259, 100 260, 200 261, 300 262, 400	295, 100 296, 900 298, 700 300, 500	363, 300 364, 700 366, 000 367, 400	388, 600 389, 800 391, 000 392, 200	458, 700
	61 62 63 64	263, 500 264, 500 265, 500 266, 500	302, 300 304, 400 306, 500 308, 600	368, 600 369, 900 371, 200 372, 500	393, 400 394, 600 395, 800 397, 000	
	65 66 67 68	267, 500 268, 500 269, 500 270, 500	310, 200 312, 200 314, 200 316, 200	373, 700 375, 000 376, 300 377, 600	398, 100 399, 200 400, 300 401, 400	
	69 70 71 72	271, 500 272, 500 273, 500 274, 500	318, 200 320, 200 322, 200 324, 200	378, 800 380, 100 381, 400 382, 700	402, 400 403, 400 404, 400 405, 300	
	73 74 75 76	275, 500 276, 500 277, 500 278, 500	326, 300 328, 400 330, 500 332, 600	383, 800 384, 800 385, 800 386, 800	406, 300 407, 000 407, 700 408, 400	
	77 78 79 80	279, 500 281, 000 282, 100 282, 800	334, 400 336, 100 337, 800 339, 500	387, 600 388, 400 389, 500 390, 600	409, 100 409, 700 410, 400 411, 100	
	81 82 83 84	283, 500 284, 500 285, 500 286, 500	341, 100 342, 800 344, 500 346, 200	391, 400 392, 100 393, 000 393, 900	411, 900 412, 600 413, 300 413, 900	
	85 86 87 88	287, 500 288, 500 289, 500 290, 500	347, 500 348, 900 350, 300 351, 700	394, 700 395, 500 396, 300 397, 100	414, 500 415, 000 415, 600 416, 300	
定年再用時期間	89 90 91 92	291, 500 292, 500 293, 500 294, 500	353, 200 354, 500 355, 800 357, 100	397, 700 398, 400 399, 100 399, 800	417, 000 417, 600 418, 200 418, 700	
開発員外職以の員	93 94 95 96	295, 400 296, 300 297, 200 298, 100	358, 700 359, 900 361, 100 362, 300	400, 400 401, 100 401, 800 402, 600	419, 200 419, 700 420, 300 420, 900	
	97 98 99 100	299, 000 299, 900 300, 800 301, 700	363, 300 364, 300 365, 300 366, 300	403, 300 404, 100 404, 800 405, 600	421, 400 421, 800 422, 300 422, 900	
	101 102 103 104	302, 600 303, 400 304, 200 305, 000	367, 100 368, 100 369, 100 370, 100	406, 200 406, 900 407, 600 408, 300	423, 400 423, 900 424, 500 425, 100	

105 106	305, 800 306, 500	370, 800 371, 700	409, 000 409, 700	425, 600 426, 100	
107 108	307, 200 307, 900	372, 600 373, 500	410, 400 411, 200	426, 600 427, 200	
109 110 111 112	308, 600 308, 900 309, 200 309, 500	374, 300 375, 200 376, 200 377, 200	411, 800 412, 300 412, 800 413, 300	427, 700 428, 200 428, 800 429, 400	
113 114 115 116	310, 300 310, 600 310, 900 311, 200	377, 800 378, 600 379, 500 380, 400	413, 900 414, 300 414, 800 415, 300	429, 900 430, 400 430, 900 431, 500	
117 118 119 120	311, 500 311, 800 312, 200 312, 700	381, 200 381, 900 382, 600 383, 400	415, 900 416, 400 416, 900 417, 400	432, 100 432, 500 433, 100 433, 700	
121 122 123 124	313, 300 313, 600 314, 100 314, 600	384, 000 384, 800 385, 500 386, 200	417, 900 418, 400 418, 900 419, 400	434, 100	
125 126 127 128	315, 200 315, 500 315, 800 316, 000	386, 700 387, 400 387, 900 388, 500	420,000 420,500 421,000 421,500		
129 130 131 132	316, 300 316, 500 316, 800 317, 100	389, 200 389, 800 390, 300 390, 800	422, 000 422, 500 423, 000 423, 500		
133 134 135 136	317, 300 317, 500 317, 700 318, 000	391, 100 391, 600 392, 200 392, 800	424, 100 424, 700 425, 100 425, 600		
137 138 139 140	318, 300 318, 500 318, 800 319, 100	393, 400 393, 900 394, 500 395, 100	426, 200		
141 142 143 144	319, 300 319, 500 319, 800 320, 000	395, 500 396, 000 396, 500 397, 100			
145 146 147 148	320, 300 320, 400 320, 700 321, 000	397, 600 398, 100 398, 600 399, 200			
149 150 151 152	321, 300 321, 400 321, 700 322, 000	399, 700 400, 100 400, 600 401, 100			
153 154 155 156	322, 300 322, 500 322, 800 323, 100	401, 700 402, 100 402, 600 403, 200			
157 158 159 160	323, 200 323, 400 323, 700 324, 000	403, 800 404, 200 404, 600 405, 200			

	161 162 163	324, 100 324, 400 324, 700	405, 800 406, 100 406, 700			
	164	324, 900	407, 200			
	165 166 167 168	325, 000	407, 800 408, 200 408, 700 409, 200			
	169 170 171 172		409, 800 410, 200 410, 800 411, 300			
	173 174 175 176		411, 900 412, 300 412, 800 413, 300			
	177 178 179 180		413, 900 414, 300 414, 800 415, 300			
	181 182 183 184		415, 900 416, 400 417, 000 417, 400			
	185		417, 900			
定年		基 準 給料月額	基 準給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
前任短間務員		円 229, 700	円 266, 000	円 290, 900	318, 100	399, 100
備老	1 ~ Ø =	製け 小学校 中学	   学校及7%特別支援	学校の校長 副校	  長	 

<sup>1</sup> この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護

<sup>2</sup> この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

消防職給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
分	号 給	給料月額							
	1 2 3 4	円 169, 300 170, 900 172, 500 174, 100	円 211, 300 213, 100 214, 900 216, 700	円 239, 800 241, 600 243, 400 245, 200	円 263, 000 264, 900 266, 800 268, 700	円 307, 200 309, 400 311, 600 313, 800	円 343, 700 346, 100 348, 500 350, 900	円 374, 300 376, 800 379, 400 382, 000	円 410, 900 414, 000 417, 100 420, 300
	5	175, 800	218, 300	246, 800	270, 600	315, 900	353, 300	384, 700	423, 300
	6	177, 500	220, 100	248, 600	272, 600	318, 100	355, 700	387, 400	426, 400
	7	179, 200	221, 900	250, 400	274, 600	320, 300	358, 100	390, 100	429, 500
	8	181, 000	223, 700	252, 200	276, 600	322, 500	360, 600	392, 700	432, 700
	9	182, 600	225, 300	254, 000	278, 300	324, 600	363, 100	395, 200	435, 700
	10	184, 500	227, 100	255, 600	280, 300	326, 900	365, 700	398, 000	438, 800
	11	186, 400	228, 900	257, 500	282, 300	329, 100	368, 200	400, 800	441, 900
	12	188, 300	230, 600	259, 400	284, 300	331, 300	370, 900	403, 500	445, 100
	13	190, 100	232, 300	261, 300	286, 100	333, 300	373, 400	406, 300	448, 200
	14	192, 000	234, 100	263, 100	288, 100	335, 700	376, 000	408, 900	451, 400
	15	193, 900	235, 900	265, 000	290, 100	337, 900	378, 400	411, 600	454, 600
	16	195, 600	237, 600	266, 900	292, 100	340, 100	381, 000	414, 300	457, 800
	17	197, 200	239, 300	268, 600	294, 100	342, 100	383, 700	416, 900	460, 800
	18	198, 900	241, 200	270, 600	296, 100	344, 400	386, 000	419, 600	463, 900
	19	200, 700	243, 100	272, 300	298, 100	346, 700	388, 400	422, 300	467, 100
	20	202, 600	244, 800	274, 100	300, 100	349, 000	390, 900	425, 000	470, 300
	21	204, 300	246, 400	275, 900	302, 200	351, 300	393, 500	427, 500	473, 300
	22	206, 100	248, 100	277, 700	304, 100	353, 700	395, 800	430, 100	476, 400
	23	207, 800	249, 800	279, 400	305, 900	356, 000	398, 300	432, 700	479, 500
	24	209, 600	251, 600	281, 200	307, 900	358, 400	400, 600	435, 300	482, 600
	25	211, 300	253, 300	283, 200	309, 900	360, 400	403, 000	437, 700	485, 700
	26	212, 800	254, 800	285, 200	311, 600	362, 600	405, 300	440, 200	488, 600
	27	214, 600	256, 300	287, 200	313, 500	364, 800	407, 500	442, 700	491, 500
	28	216, 400	258, 200	289, 200	315, 500	367, 000	409, 800	445, 200	494, 500
	29	218, 200	260, 200	291, 300	317, 500	369, 000	412, 200	447, 500	497, 400
	30	219, 900	262, 000	293, 000	319, 200	371, 100	414, 200	449, 700	499, 200
	31	221, 600	263, 800	294, 700	321, 100	373, 100	416, 200	451, 900	500, 900
	32	223, 400	265, 600	296, 400	323, 100	375, 300	418, 200	454, 100	502, 600
	33	225, 100	267, 000	297, 900	325, 100	377, 500	420, 300	456, 100	504, 400
	34	226, 800	268, 700	299, 500	326, 900	379, 500	421, 500	457, 700	505, 600
	35	228, 500	270, 300	300, 900	328, 800	381, 500	422, 800	459, 300	506, 800
	36	230, 200	271, 900	302, 600	330, 800	383, 500	424, 000	460, 900	508, 000
	37	232, 000	273, 500	304, 400	332, 700	385, 300	425, 100	462, 400	509, 000
	38	233, 600	275, 100	306, 100	334, 400	387, 100	425, 900	463, 200	510, 100
	39	235, 300	276, 800	307, 600	336, 300	388, 800	426, 700	464, 000	511, 200
	40	237, 100	278, 500	309, 100	338, 300	390, 500	427, 500	464, 800	512, 300
	41	238, 900	280, 000	310, 900	340, 300	392, 300	428, 100	465, 400	513, 500
	42	240, 400	281, 400	312, 400	342, 100	393, 600	428, 800	466, 100	514, 300
	43	242, 000	282, 900	313, 900	344, 000	394, 900	429, 500	466, 800	515, 100
	44	243, 800	284, 300	315, 700	345, 900	396, 300	430, 200	467, 500	515, 900
	45	245, 500	286, 300	317, 400	347, 900	397, 500	430, 700	468, 100	516, 700
	46	247, 000	288, 000	318, 800	349, 700	398, 400	431, 400	468, 800	517, 500
	47	248, 500	289, 500	320, 200	351, 600	399, 400	432, 100	469, 500	518, 300
	48	250, 300	291, 200	322, 000	353, 600	400, 400	432, 800	470, 200	519, 100

						外の職員	任短間務員	定年前再					
100 101	97 98 99	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 67 68	61 62 63 64	57 58 59 60	53 54 55 56	49 50 51 52
321, 100 321, 600 322, 200	319, 200 319, 800 320, 400	316, 100 316, 900 317, 800 318, 700	312, 300 313, 300 314, 300 315, 300	307, 700 309, 000 310, 000 311, 200	302, 000 303, 400 304, 800 306, 300	295, 800 297, 300 298, 900 300, 500	289, 600 291, 000 292, 400 294, 000	283, 400 284, 800 286, 300 288, 000	277, 200 278, 700 280, 000 281, 500	271, 000 272, 400 273, 900 275, 600	264, 800 266, 200 267, 700 269, 400	258, 600 260, 000 261, 400 263, 100	252, 100 253, 600 255, 100 256, 800
344, 500 344, 900 345, 400	342, 700 343, 300 343, 900	340, 500 341, 000 341, 600 342, 200	338, 000 338, 600 339, 300 340, 000	335, 500 336, 200 336, 900 337, 500	332, 400 333, 200 334, 000 334, 800	329, 200 329, 900 330, 800 331, 600	325, 700 326, 400 327, 300 328, 200	321, 800 322, 700 323, 700 324, 700	316, 700 318, 100 319, 500 320, 800	311, 300 312, 700 314, 200 315, 500	305, 200 306, 800 308, 300 309, 800	298, 900 300, 600 302, 200 303, 800	292, 600 294, 100 295, 500 297, 200
365, 400 365, 900 366, 300	364, 200 364, 600 365, 000	362, 500 362, 900 363, 400 363, 900	360, 700 361, 200 361, 700 362, 200	358, 700 359, 200 359, 700 360, 200	356, 600 357, 100 357, 700 358, 300	354, 200 354, 700 355, 300 355, 900	351, 800 352, 400 353, 000 353, 700	348, 700 349, 400 350, 200 351, 100	345, 600 346, 200 346, 900 347, 800	340, 900 342, 000 343, 100 344, 300	335, 700 336, 900 338, 200 339, 700	329, 900 331, 400 332, 800 334, 300	323, 800 325, 300 326, 900 328, 600
391, 800 392, 300 392, 700	390, 600 391, 000 391, 400	388, 700 389, 200 389, 700 390, 200	386, 800 387, 300 387, 800 388, 300	384, 800 385, 300 385, 800 386, 300	382, 700 383, 200 383, 700 384, 200	380, 600 381, 100 381, 600 382, 200	378, 200 378, 800 379, 400 380, 000	375, 800 376, 400 377, 000 377, 700	373, 300 373, 900 374, 600 375, 300	370, 000 370, 800 371, 600 372, 500	366, 500 367, 400 368, 300 369, 200	361, 400 362, 600 363, 900 365, 200	355, 500 357, 000 358, 500 360, 000
430, 000 430, 500 431, 000	428, 500 429, 000 429, 500	426, 500 427, 000 427, 500 428, 000	424, 500 425, 000 425, 500 426, 000	422, 500 423, 000 423, 500 424, 000	420, 500 421, 000 421, 500 422, 000	418, 300 418, 900 419, 500 420, 100	416, 100 416, 700 417, 300 417, 900	413, 900 414, 500 415, 100 415, 700	411, 700 412, 300 412, 900 413, 500	409, 300 409, 900 410, 500 411, 200	406, 800 407, 400 408, 100 408, 800	404, 300 404, 900 405, 500 406, 200	401, 400 402, 100 402, 800 403, 600
				453, 400	451, 300 451, 800 452, 300 452, 800	449, 200 449, 700 450, 200 450, 700	447, 100 447, 600 448, 100 448, 600	445, 000 445, 500 446, 000 446, 500	442, 700 443, 300 443, 900 444, 500	440, 400 441, 000 441, 600 442, 200	438, 100 438, 700 439, 300 439, 900	435, 800 436, 400 437, 000 437, 600	433, 300 433, 900 434, 500 435, 100
						488, 100	485, 800 486, 400 487, 000 487, 600	483, 500 484, 100 484, 700 485, 300	481, 200 481, 800 482, 400 483, 000	478, 900 479, 500 480, 100 480, 700	476, 200 476, 900 477, 600 478, 300	473, 500 474, 200 474, 900 475, 600	470, 800 471, 500 472, 200 472, 900
							535, 600	533, 100 533, 700 534, 300 534, 900	530, 600 531, 200 531, 800 532, 400	528, 100 528, 700 529, 300 529, 900	525, 600 526, 200 526, 800 527, 400	523, 100 523, 700 524, 300 524, 900	519, 900 520, 700 521, 500 522, 300

	117 118 119 120  121 122 123 124  125 126 127 128  129 130 131 132  133 134 135 136  137 138 139 140  141 142 143 144  145 146 147	330, 000 330, 500 331, 100 331, 700 332, 700 333, 300 333, 900 334, 200		372, 400 372, 800 373, 200 373, 600  374, 000 374, 300 374, 600 374, 900  375, 100 375, 200 375, 300  375, 500 375, 600 375, 700 375, 800  376, 900 376, 100 376, 200  376, 300 376, 400 376, 500 376, 500 376, 500 376, 900 376, 700 376, 800 376, 700 377, 700 377, 000  377, 100 377, 200 377, 300	399, 100 399, 400 399, 700 400, 000  400, 400 401, 000 401, 300 402, 300 402, 300 403, 300 403, 300 403, 600 403, 900  404, 300 404, 600 405, 200  405, 600				
	147 148 149			377, 400					
定年	149	基 準 給料月額	基 準 給料月額	377, 500 基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準給料月額	基給料月

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	380, 000
2	427, 000
3	477, 000
4	539, 000
5	615, 000
6	718, 000
7	839, 000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	402, 000
2	461,000
3	522, 000
4	603, 000
5	701, 000
6	800, 000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	336, 000
2	371,000
3	398, 000

# 参考資料

## 目 次

第	1 吾	部	職員	<b>しの給与等の実態</b>
	第	1	表	給料表別平均給与月額 · · · · · · 55
	第	2	表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数 ・・・・・・・ 56
	第	3	表	給料表別、学歴別人員分布 · · · · · · 57
	第	4	表	給料表別、年齢別人員分布 · · · · · 58
	第	5	表	給料表別、勤続年数別人員分布 · · · · · · 60
	第	6	表	給料表別、級別及び号給別人員分布 ・・・・・・・・・・ 62
	第	7	表	扶養手当の支給状況 ・・・・・・・・112
	第	8	表	住居手当の支給状況 ・・・・・・・・・114
	第	9	表	管理職手当の支給状況 ・・・・・・・・・ 115
第	2	部	民間	<b>引給与等の実態</b>
	令和	旬 5	年職	<b>は種別民間給与実態調査の概要</b> 117
	第	1 0	表	産業別、企業規模別調査事業所数118
	第	1 1	表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給 ・・・・・・・・119
	第	1 2	表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等 ・・・・・・・・120
	第	1 3	表	民間における初任給の改定状況130
	第	1 4	表	民間における家族手当の支給状況 ・・・・・・・・130
	第	1 5	表	民間における特別給の支給状況131
	第	1 6	表	民間における給与改定の状況131
	第	1 7	表	民間における定期昇給の実施状況 ・・・・・・・・ 131
	第	1 8	表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 ・・・・・・・132
第	3 #	部	労偅	加経済指標
	第	1 9	表	費目別、世帯人員別標準生計費
	第2	2 0	表	労働経済指標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

## 第1部 職員の給与等の実態

#### 第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

							(単位:円)
区 分給料表	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合 計
行政職給料表(1)	328,914	7,850	55,502	4,322	10,127	0	406,715
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	332,428	8,039	56,134	4,360	10,371	0	411,332
行政職給料表(2)	327,888	8,325	53,794	1,295	_	0	391,302
医療職給料表(1)	550,613	9,688	104,259	625	91,319	74,956	831,460
医療職給料表(2)	323,077	3,235	53,305	4,052	6,846	0	390,515
大学教育職給料表	423,892	7,514	70,254	3,770	7,681	0	513,111
高等学校教育職給料表	375,321	8,411	61,906	5,926	3,185	0	454,749
義務教育諸学校教育職給料表	340,828	6,077	56,111	5,701	3,791	0	412,508
消防職給料表	313,361	14,245	53,055	4,683	3,986	0	389,330
全給料表 (企業職を除く。)	332,890	7,697	55,522	4,672	6,425	81	407,287

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	314,796	7,098	52,674	4,083	7,316	10,707	396,674
全給料表 (企業職を含む。)	330,101	7,605	55,083	4,581	6,562	1,719	405,651

<sup>(</sup>注)1 数値については、令和5年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)。

<sup>2</sup> 給料には「教職調整額」を含む。

<sup>3</sup> その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身 赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。

<sup>4</sup> 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表 (1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)。

#### 第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区 分給料表	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,195	41.6	16.7
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	6,049	42.1	17.2
行政職給料表(2)	965	50.8	23.6
医療職給料表(1)	16	56.4	14.4
医療職給料表(2)	532	41.4	15.2
大学教育職給料表	37	50.8	5.6
高等学校教育職給料表	309	41.9	13.1
義務教育諸学校教育職給料表	5,296	38.7	12.5
消防職給料表	1,399	38.3	15.8
合 計	14,749	40.9	15.4

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	2,687	41.0	14.2
企業職を含めた総合計	17,436	40.9	15.2

#### 第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分						
給料表	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
行政職給料表(1)	6,195	5,016	748	430	1	
行政職給料表(2)	965	131	134	654	46	
医療職給料表(1)	16	16	-	_	_	
医療職給料表(2)	532	479	51	2	0	
大学教育職給料表	37	37	0	0	0	
高等学校教育職給料表	309	300	2	7	0	
義務教育諸学校教育職給料表	5,296	5,091	205	0	0	
消防職給料表	1,399	912	219	268	0	
合 計	14,749	11,982	1,359	1,361	47	
構成比	100.0%	81.2%	9.2%	9.2%	0.3%	
企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	2,687	1,496	717	440	34	
企業職を含めた総合計	17,436	13,478	2,076	1,801	81	
構成比	100.0%	77.3%	11.9%	10.3%	0.5%	

<sup>(</sup>注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)。

## 第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
年 齢	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
歳	人	人	人	人	人
18	6				
19	6				
20	9				
21	13				
22	113	1		3	
23	150	3		17	
24	178	2		11	
25	159	3		12	
26	153	4		12	
27	107	6		11	
28	132	6		16	
29	113	1		13	
30	139	8		13	
31	110	7		12	
32	113	10		15	
33	110	3		12	3
34	140	6		10	
35	139	6		13	
36	134	13		14	
37	143	9		14	
38	161	8		12	1
39	144	6		13	1
40	160	15		14	1
41	161	3		24	
42	175	3		14	
43	163	11	1	12	1
44	193	15		19	2
45	205	19	1	23	1
46	200	18		19	2
47	255	29		11	3
48	249	43	1	13	1
49	236	42		20	2
50	266	52		10	1
51 	220	39		22	
52 53	185	45		10	1
53	173	62	1	9	1
54	215	79		14	1
55	146	90	1	12	2
56 57	128	72	1	16	2
57	138	70	1	21	2
58 50	144	81	4	13	1
60.124.14	111	75	4	13	$\frac{1}{7}$
60 以上	人	人	5 人	人	
~.					
計	6,195	965	16	532	37

高等学校教育職	義務教育諸学校教育職	消防職	<b>≟</b> L	
給 料 表	給 料 表	給 料 表	計	
人	人	人	人	
		1	7	
		5	11	
		5	14	
	1	10	24	
5	163	22	307	
3	143	37	353	
5	141	28	365	
6	155	31	366	
17	177	27	390	
7	184	19	334	
5	193	36	388	
10	160	36	333	
8	173	49	390	
11	144	39	323	
4	169	37	348	
6	153	54 76	341 389	
6 8	151 179	67	412	
10	163	57	391	
5	169	56	396	
15	165	66	428	
9	169	59	401	
5	151	40	386	
7	134	59	388	
8	121	55	376	
8	118	34	348	
9	139	27	404	
10	122	32	413	
11	115	33	398	
4	122	39	463	
6	134	31	478	
7	123	30	460	
3	108	23	463	
6	107	38	432	
6	106	16	369	
3	106	16	371	
13	102	21	445	
7	122	17	397	
9	104	17	349	
15	99	22	368	
15	108	15	377	
17	103	17	341	
人	人	人	12	
309	5,296	1,399	14,749	

企業職給料表	企業職を含
(上下水道・交通・病院)	めた総合計
人	人
1	8
1	12
6	20
37	61
103	410
92	445
87	452
86	452
63	453
62	396
61	449
56	389
56	446
56	379
47	395
67	408
51	440
48	460
48	443
60	488
43	444
47	433
37	425
47	423
53	401
51	455
65	478
59	457
99	562
94	572
95	555
105	568
94	526
100	469
112	483
80	525
78	475
64	413
78 63	446 440
69	410
19	31
人	人
2.20=	15 100
2,687	17,436

## 第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表	行 政 職	行 政 職	医療職	医療職	大学教育職
勤続年数	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
年	人	人	人	人	人
0	267	40		23	3
1	306	37	1	31	11
2	232	23	1	23	4
3	197	6	2	9	6
4	170	5		10	1
5	168	3		21	1
6	179	2		29	
7	174	2		29	1
8	161	4		14	1
9	114	2		10	1
10	94	5	1	11	
11	178	6		10	1
12	160	3	1	15	1
13	232	3		19	1
14	245	3	1	15	1
15	188		2	14	1
16	131			15	_
17	99		1	14	1
18	124		1	18	
19	114	10	0	21	
20	113	13	2	14	
21	153	27		10	
22	191	71		9	
23	233	54	1	12	
24	142	75 67		6	
25 26	155 128	67 75		11	
26 27	128	80		16	
28	185	72	1	15 10	2
28 29	210	52	1 1	10	۷
30	159	44	1	15	
31	142	67		12	
32	162	25		8	
33	115	32		11	
34	89	25		7	
35	99	20		5	
36	76	8		7	
37	53	5		2	
38	25	6		1	
39	20	3			
40	15				
41	7				
42					
43					
44					
45					
	人	人	人	人	人
<u>≣</u> +	6,195	965	16	532	37
ΗI	0,100	000	10		01

高等学校教育職	義務教育諸学校教育職	消防職	-1
給 料 表	給料表	給料表	計
人	人	人	人
20	350	27	730
12	267	39	704
12	203	39	537
12	273	43	548
21	258	31	496
17	226	16	452
7	263	48	528
12	198	56	472
15	204	55	454
11	199	47	384
12	174	37	334
8	157	49	409
9	122	104	415
17	223	67	562
9	184	66	524
12	214	62	493
4	155	41	346
3	172	33	323
8	140	33	324
7	142	42	326
4	118	37	301
4	83	47	324
9	151	40	471
8	53	38	399
4	31	20	278
4	83	25	345
4	82	26	331
6	40	23	354
7	39	25	341
4 3	46 39	17 23	340 283
1	83	24	329
4	89	19	307
3	81	20	262
4	71	23	219
5	37	16	182
2	29	12	134
4	15	7	86
1	1	8	42
	1	7	31
		7	22
		· .	7
	r	r	r
人	人	人	人
309	5,296	1,399	14,749
	<u> </u>	,	,

企業職給料表	企業職を含
(上下水道・交通・病院)	めた総合計
人	人
225	955
163	867
150	687
164	712
101	597
85	537
96	624
81	553
75	529
74	458
59	393
64	473
44	459
78	640
69	593
41	534
28	374
37	360
19	343
25	351
79	380
59 52	383
64	523 463
65	343
67	412
58	389
65	419
75	416
91	431
56	339
46	375
51	358
49	311
36	255
36	218
26	160
14	100
10	52
8	39
2	24
	7
人	人
0.607	17 490
2,687	17,436

#### 第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

11 政権和	112(1)	(10,42,44,130)	<b>▽週/11と入り</b>	アない主(の	和风(气)	<u></u>		(単位:人)
粉	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	6							
8	0							
9								
10	C			4				
11	6			1				
12								
13	1							
14								
15	7							
16	1							
17	2							
18	2 2 8							
19	8			1		1		
20	1			1				
21	1				1			
22	2			1				
23	2 7	1		3				
24	·	-	1	1			1	
25	3		1				-	
26	1	1		2				
27	117	62		4		1		
28	3			11		1		
29	7	30		1				
29		26						
30	4			$\frac{4}{7}$				
31	149			3				1
32	6			3				1
33	20			2			_	1
34	8	22		1		2	1	7 6
35	113	46		7		1		6
36	35	33	1	9	_		_	3 2 1 2 1
37	24	28		4	2		2	2
38	14			8		4		1
39		30	1	10		3	1	2
40	2	40	13	10 7 8		3	3	
41	1	35	8	8		7	3	1
42		21	9	12		14	8	1
43		48	23	14	3	10	3	
44		27	14	11	1	15	10	1
45		31	22	16	3	16	16	1
46		21	21	16	6	13	8	
47		41	28	13	5	16	9	
48		36	22	18	5 7	19	6	
49		35	23	18	13	15	5	
50		29	21	12	9	19	6	1
51		46	19	18	11	18	6 7	1
52		32	24	17	11	21	8	
52		32	24	17	14	21	8	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		22	12	16	18	21	6	
54		26	30	14	22	11	2	
55		42	15	15	18	19	4	
56		28	21	15	15	22	4	
57		18	16	18	10	17	6	
58		21	22	30	19	14	6	
59		44	16	25	9	25		
60		21	19	23	18	18	1	
61		22	20	25	10	15	5	
62		35	29	25	10	15		
63		43	21	26	12	22	4	
64		29	12	25	6	18	1	
65		25	26	21	9	13	2 2 2	
66		22	20	26	11	11	2	
67		52	12	23	6	12		
68		21	22	28	10	12	1	
69		25	23	27	10	13	1	
70		17	18	34	14	14	2	
71		38	20	24	8	12		
72		17	13	31	7	6		
73		31	22	21	7	6		
74		11	24	20	5	8		
75		22	28	25	8	10		
76		13	20	21	6	10		
77		8	23	20	2	11		
78 79		6 11	20 25	25 21	4	4		
80		8	25 15	13	2 7	4 2		
81		7	28	13	5	5		
82		4	14	19	6	1		
83		6	20	13	3	5		
84		1	25	15	6	3		
85		2	17	16	3	6		
86		٦	17	17	2			
87		2	20	14	4			
88			12	10	1			
89		1	19	6	1			
90			21	14	1			
91			16	8	1			
92			26	11				
93			20	9	2			
94		1	16	6	1			
95			18	4				
96			17	11				
97			17	8				
98			23	8				
99			14	9				
100			18	6				
101			21	8	1			
102			14	5 8				
103			14	8				
104			15	6				

3
29
790円
7.6歳

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)。

機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる 行政職給料表(2) 業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用

級 号給	1	2	3	4
53		1		
ეე ნ 4		1		
54 55				
55 56				
56			0	
57 50			3 2	
58 59		0	2	
59		2 2		
60				1
61		1	2 1	
62				
63		1	2 5	3
64		1		
65		2	1	4
66 67			_	
67		_	1	1
68		2	4	3
69 70 71 72			5	1 3 3 2
70		1	9	
71		1	5	
72			3	4
73			3	
74		1	4	1 2 3 5
75		1	3	2
76 77		2	7	3
77		3 2	12	5
78		2	10	1
79			14	
80			14	3
81			16	
82		1	19	4
82 83		1	12	4 2 2 5 1 3
84			19	2
85 86 87		2	26	5
86			14	1
87		1	20	3
88			22	
89		1	24	1
90			26	
91			17	3
92			17	5
93			19	4
94			17	4
95			15	1
96			19	4
96 97			21	1
98			13	1
98 99			18	
100			10	1 2 2
101			13	9
102			16	
102			10	3
103			11	3
104			14	

級	1	0	0	4
号給	1	2	3	4
105			13	2
106			13	1
107			7	
108			12	
109			10	1
110			8	2
111			15	2 1
112			7	1
113			9	
114			5	2 1
115			5	1
116			5 5 7	1
117			4	1
118			10	1
119			6	1
			0	1
120 121			4	1
121			2	
123			2	
123				
124			1	1
			3	1
126			2 2	1
127				1
128			1	2
129			2	_
130			_	1
131			2	
132				
133				1
134			1	1
135				
136				
137			1	4
138				
139			2	
140			1	
141			1	
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149			12	
合 計	34	106	700	125
平均給料月額	180,197円	228,779円	343,192円	366,400円
平均年齢	27.1歳	37.9歳	53.1歳	55.4歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

					(手位・人)
級	1	2	3	4	5
号給	1	2	5	7	J
1					
2					
1 2 3					
4					
4 5 6 7					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
12 13					
14					
15					
16 17					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24 25 26					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32 33 34 35					
33					
34					
35					
36 37					
37					
38 39			1		1
39					
40					
41					
42			1	1	
43					
44					
45					
46					
47					
48				-	
49				2	
50					1
51 					1
52					

級号給	1	2	3	4	5
53					2
54					
55					1
56					
57					
58				1	
59 60				1	
61					
62					1
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70 71					
72					
73					
74					1
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
合 計	0	0	2	6	8
平均給料月額	-	_	473,250円	536,133円	580,813円
平均年齢	-	_	44.0歳	57.2歳	58.9歳

医療職給料表(2)

保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		3	4			2	1
54		4	5				
55		2 2	5 2	1 2		2	
56		2	2	2	1	1	
57		4	2 3		1	1	
58 		1	3	3	3	2	
59		3 3	6	3 2 2	1	0	
60		3	2 5	2	1	3	
61 62		3		4	1 1	1	
63		1 7	1 5	1	1	1	
64		2	4	1 2 1	1	1	
65		7	6	5	1		
66		4		5 3	1	1	
67		2	2 2 4	1		1	
68		1	4	1 5		-	
69		4		1	1		
70		3	4	1 2 2		2	
71		2 2	1	2	1		
72			6	1		1	
73		3	1		1	2 3	
74		2	3	2	1	3	
75		1	1	4			
76			6	2		1	
77		1	2	1	_		
78			2	1	1		
79		1	2 2 3 5	1 2 2			
80		1	2	2			
81 82			4	1	1 2	1	
83			1	1 1	1	1	
84			1	1	1		
85		1	1	3	1		
85 86 87		-	2	· ·	_		
87				1			
88							
89			1	2			
90			1	1			
91				1			
92			1	1			
93			1	2			
94			1		1		
95 06			_	1			
96			1	2			
97 98			0	1			
98 99			2 1	1 2			
100			6	2			
100			0				
102			3	1			
103			1	1			
104				_			

<b></b>	1	2	3	4	5	6	7
105							
106			3	1			
107 108			1 1	1 1			
109			1				
110			2				
111							
112			1	1			
113							
114 115			2				
116			2	1			
117				1			
118			2 1				
119							
120			1				
121			2				
122 123			1				
123			1				
125			2				
126							
127							
128			2				
129							
130 131							
132							
133							
134			1				
135							
136			1				
137			1				
138 139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146 147							
148			1				
149			1				
合 計	37	161	168	90	30	39	7
平均給料月額	198,292円	247,040円	348,012円	373,837円	410,130円	437,749円	468,486円
平均年齢	23.8歳	32.0歳	45.6歳	47.0歳	51.1歳	55.5歳	58.0歳

大学教育職給料表

【看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、】 助教及び助手である職員に適用

	(功秋次()功)	このの職員に週用	<u>,                                      </u>	(単位:人)
- 級 号給	1	2	3	4
1				
2				
2 3				
4				
5				
7				
6 7 8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36 37				
38				
38 39				
40				
41				
42				
42 43				
44				
45	2			
46	2			
47				
48				
49	1	2		
50	1	2		1
50 51 52				
52				
52				

級	1	2	3	4
号給	1			1
53	ļ ļ	1		
54				
55		1		
56		1		
57	ļ ļ			2
58	ļ ļ			
59	ļ ļ		1	
60				
61	ļ ļ	1		
62	ļ ļ			
63	ļ ļ	1		
64	ļ ļ			
65		1		1
66	ļ ļ			1
67				
68				
69	1			2
70	ļ ļ			
71	ļ ļ	1		
72				
73				1
74	ļ ļ	1		
75	ļ ļ	1		
76				1
76 77				1
78	ļ ļ			1
78 79	ļ ļ			1
80	ļ ļ		1	1
81	1		1	
82	1			
83	ļ ļ			
84	ļ ļ			
85	1			
86				
86 87	· ·			
88			1	
89			1	
90				
90 91			1	
92			1	
93		1		
94				
95	1			
96	1			
97				
98				
99				
99 100				
100				
101				
102				
103				
104				

級	1	2	3	4
号給	_		-	_
105				
106				
107				
108				
109		1		2
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合 計	7	12	5	13
平均給料月額	324,157円	389,333円	434,300円	505,492円
平均年齢	41.4歳	47.8歳	52.8歳	57.9歳

級 号給	1	2	3	4	5
		1			
57 50		1			
58		6			
59		3			
60		1	1		
61					
62		1			
63		3	1		
64 65					
65		2			
66		4			
67					
68		4			
69		4 2 3 5			
70		3			
71		5			
72		1			
73		3	2		
74		3	1		
74 75		5	1		
76		ŋ		1	
77		2 3		1 2	
70		ა ი		2	
78		3			
79		1			
80		3	1		
81 82 83		1 2	_		
82		2	2		
83				2	
84			1	2 2 3	
85		1	1	3	
86		3	1		
87		1			
88					
89	1	3			
90		1	1		
91		1	2		
92		3			
93		4	3		
94		4 3			
95			2		
96		2.	]		
96 97		1 2 1			
98		1	1		
99		1	$\begin{array}{c c} 1 \\ 2 \end{array}$		
100		1	1		
101		2	1		
101		3 2	1		
102 103		4			
103			2		
104 105		0			
100		2 2 1	1		
106 107		2	2		
107		1			
108					
109		1 5 2 1	2		
110		5			
111 112		2			
112		1			

級	1	2	3	4	5
号給					
113		0			
114		3 2 2			
115		2			
116		2			
117					
118		3			
119					
120		2			
121					
122					
123	1				
124	1	3			
125					
126					
127		2			
128		1			
129					
130					
131		1			
132					
133					
134		1			
135		2 2			
136		2			
137		3			
138					
139		2			
140		1			
141		3			
142		3			
143		3			
144		2			
145					
146		1			
147		1			
148		2			
149					
150		1			
151		1			
152 153		4			
153		2			
154		4			
155		3			
156		1			
157					
158		1			
159					
160					
161					
162					
163					
164 165					
		3			
合 計	3	254	38	10	4
平均給料月額	319,419円	359,793円	448,924円	466,880円	475,150円
平均年齢	42.7歳	39.7歳	51.3歳	57.2歳	57.8歳
	口をひょうけ 「おかめ」部(数)				l .

<sup>(</sup>注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

## 義務教育諸学校教育職給料表

小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教 頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教 諭、養護助教諭及び実習助手に適用

_					_ / (単位:人)
級	1	0	n	A	F
号給	1	2	3	4	5
9					
1 2 3 4 5 6 7					
J J					
4					
6					
7					
0					
8 9					
10					
10 11		1			
11		1			
12 13 14		1			
13					
15		1 1			
10		1			
16 17		162			
1 / 1 Q		102			
18 19		5			
19		ິ ວ			
20 21		2 135			
21		150			
22		10			
23		3			
22 23 24 25		129			
20		129			
26 27		3 15			1
21		7			1
20		129			
30		3			
31		17			1
31		10			1
32		142			
28 29 30 31 32 33 34 35		17			
35		19			1
36		20			1
37		139			1
38		132			9
39		94			7
36 37 38 39 40 41 42 43 44 45		20 132 11 24 21			1 1 2 7 3 10 10 9 10 7 9 2 5 9 5 7
41		128			10
49		120			10
43		39			9
44		31			10
45		16 32 31 90			7
46		17			a a
47		/11			9
48		91	1		5
46 47 48 49		41 21 85	1		0
50		28	1		5
50 51 52		26	1		7
59		34	1 2		2
UΔ		1 34	۷		ა

級	1	2	3	4	5
号給	_		_	_	
53		51			2 8
54 55		37	1		8
55		31 27	1		0
56 57		80	1		2 4
57 58		28	1 1		4
59		26	4		
60		39	7		
61		52	1		
62		29	2		
63		38	_		
64		31	4		
65		45	5		
66		40	3		
67		28	2		
68		37	4		
69		43	4		
70		44	7	1	
71		51	6		
72		35	5	1	
73		41	3 5 8		
74 75		41	5		
75		38	8		
76		29	13	1	
77		41	8		
78 79		44 35	4 14		
80		35	6		
81		45	12		
82		45	11		
83		37	8	1	
84		37	6		
84 85		40	7		
86		47	9		
87		43	9	1	
88		40	12	1 2 2	
89 90		30 39 30	9	2	
90		39	10		
91		30	8	2 2	
92		36	16	2	
93		32	13	1	
94 95		41 35	9 8		
95 06		35	8 7	6	
96 97		32 35	11	1 6 3 3 2 5 10	
91		28	10	ე ე	
90		29	10	<u> </u>	
98 99 100		29	18	10	
101		32 22	14		
102		26	11	5	
102 103		15	15	5 5 5	
104		15 35	12	4	

級 号給	1	2	3	4	5
105		21	16	5	
106		17	6	6	
107		31	13	6 5	
108		22	9	9	
109		24	14	11	
110		17	14	4 13	
111		18	12	13	
112		17	12	7	
113 114		23 30	13 16	9	
114		20	12	6	
116		24	4	9 7 6 5	
117		23	13	2	
118		11	15	2 7	
119		17	11	5	
120		13	9	1	
121		13	14	5	
122		17	7		
123		10	12		
124 125		15 18	17 11		
126		10	12		
127		14	5		
128		14	13		
129		16	8		
130		14	7		
131		22	6		
132		11	7		
133		7	2 5		
134		10	5		
135 136		12 13	4		
137		13	23		
138		11	2.0		
139		14			
140		7			
141		8			
142		9			
143		9			
144		11			
145		7			
146 147		8			
147		5 7			
149		7			
150		9			
151		14			
152		7			
153		10			
154		9			
155		9			
156		7			

級	1	2	3	4	5
号給	1	۷	J	4	J J
157		10			
158		7			
159		6			
160		8 3 3 3			
161		3			
162		3			
163		3			
164		6			
165		. 2			
166 167		2			
		4			
168 169		6 2 2 4 2 2 2 2 1			
170		2			
171		1			
172		1			
172 173		1			
174		-			
175					
176		1			
176 177					
178					
179					
180		2			
181					
182					
183					
184		4			
185		1			
合 計	0	4,288	719	170	119
平均給料月額	I	320,853円	420,133円	434,042円	448,255円
平均年齢		35.7歳	50.2歳	53.6歳	57.2歳

<sup>(</sup>注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表 (消防長及び消防吏員である職員に適用)

	122 (16)5				1	1		(単位:人)
級号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
1 2 3								
3	1							
4								
5		1						
6 7								
7	5	1				1		
8	1							
9								
10	4	4						
11	4	1						
12 13								
13	9							
14 15	3 9	1						
15 16	9	1						
17	1							
18	1 2 8		1					
19	8	4	1 1					
20	J	1	1					
21	1	1						
22	_	_						
23	27	3						
24	1	1	1					
25		1						
26	1	1	1					
27	25	1 6						
28	2	1 2	1					
29	1	2	1					
30			1					
31	21	8	1 1 1					
32	6	3						1
33	2	1	1					
34	20	4	1					
34 35 36	32 3	4 2 8	1 3 1					
37	3	3	3	1				
38	ی	ა	1	1				
38 39	15	22						
40	3	10	4 2				1	
41	5	6	4	1			1	
42		4	3	1				
43	1 7	19	3 5			2	2	
44	3	9	6			1		
45	3 2 1 23	14	4	1			3	
46	1	8 19	6			1		
47	23	19	3		1	1 2		
48	8	18	6 3 5 3					
49	5	9	3			1		
50	1 32 6	13	4		_	1		
51	32	16	4 4	1	2	_	1	
52	6	17	4			1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	2	11	3			2		
54	3	7	6	2	2	1	2	
55 56	20	7	4 15	1 1	2	1	1	
56 57	10 9	9 12	12	2	3 4	5	1 1	
58	1	8	4	2				
59	12	11	10	2	2 3 2	2		
60	6	12	5	_	2	4		
61	3	14	6	1		1		
62	3	9	5	1	6	3		
63	2	1	6		4	1		
64		1	9	6	3	1		
65		3	6	1	4	3		
66 67		2	7 5	0	1	2 4		
68			5 5	2 5	2 2	4		
69			5	2	1	9		
70		1	6	4	1	2 3		
71		1	3	6	2			
72			11	2		2		
73			7	3		1		
74			8	7	2	1		
75			6	7	2 2 3	1		
76			5	4	3			
77			7	3	2 3			
78 70			7	1	3			
79 80			5 8	2 4	4			
81			2	7	4 1			
82			4	5	1			
83			2	1	2			
84		1	2 3	3	1	1		
85			7	3 2 3				
86 87			1	2				
87			6	3				
88			3	1	1			
89			6	1	1			
90 91			2 5	1 3				
92			3	3 2				
93			5	3				
94			4	1	1			
95			2	1				
96			1	2	1			
97			2 3					
98			3	1				
99			4	2	1			
100			1					
101 102			2	1				
102			2 5 3	1	1			
103			J		1			

106     107     2       108     2     2       109     110     6     2       110     6     2       111     112     4       113     10     1       114     115     4       116     3     1       117     13     1       118     1     1       119     4     1       120     2     1       121     3     1       122     4     1       123     4     1       124     2     1       125     4     1       126     2     1       127     2     2       128     2     2       130     4     1       131     1     1       132     4     1       133     1     1       134     2     2       135     1     1       136     1     1       137     1     1       140     1     1       141     1     1       142     1     1       143     1     1       144     1 </th <th>級 号給</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th>	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
107	105			3					
108	106			3	2				
109	107			6	2				
110									
111					2				
113	111			2					
114									
115			10	1					
116				4					
117					1				
118	117			ე ვ	1				
119									
120									
121				2					
123	121			3					
124	122			4					
125					1				
126     127     2     4     2     4     2     4     2     4 <td< td=""><td>124</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	124								
127       128       6       8 <td>125</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	125								
128	120								
129				6					
130									
131									
133 134 135 136     13 136     13 136     13 137 138 139 	131								
134 135 136     136     2 137 138 139 140     2 3 40 2 <br< td=""><td>132</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></br<>	132								
135 136     137 138 139     137 138 139     137 138 139     138 139     139 140     141 141 142 143 144 144 145 146 147 148     143 149     143 144 149     144 149 149     145 146 147 148 149     146 147 148 149 149     146 147 148 149 149 140 	133								
136     137       138     139       140     141       142     143       143     144       145     146       147     148       149     4       平均給料月額     226,477円     287,021円     347,013円     378,686円     412,637円     437,553円     469,643円     *	134			2					
137				1					
138     139       140     2       141     142       143     1       144     1       145     1       146     1       147     148       149     4       平均給料月額     226,477円       287,021円     347,013円       378,686円     412,637円       437,553円     469,643円       *	130								
139       140       2       4 <td>138</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	138								
140       141       141       141       141       142       143       144       144       144       145       146       147       148       149       4	139			2					
141 142 143 144       142 143 144       1 145 146 147 148       1 149       1 149 <td>140</td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	140			_					
143       144       1 <td>141</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	141			1					
144       145       145       146       147       148       149       4       126       71       55       14       *         平均給料月額       226,477円       287,021円       347,013円       378,686円       412,637円       437,553円       469,643円       *									
145 146 147 148       145 147 148       147 148       147 148       148       149       4       149									
146       147       148       149       合計       342       356       434       126       71       55       14       *       平均給料月額       226,477円       287,021円       347,013円       378,686円       412,637円       437,553円       469,643円       *	144								
147       148       149       合計       342       356       434       126       71       55       14       *       平均給料月額       226,477円       347,013円       378,686円       412,637円       437,553円       469,643円       *									
148     149     4     6     126     71     55     14     *       中 計     342     356     434     126     71     55     14     *       平均給料月額     226,477円     287,021円     347,013円     378,686円     412,637円     437,553円     469,643円     *									
149     4     6     126     71     55     14     *       平均給料月額     226,477円     287,021円     347,013円     378,686円     412,637円     437,553円     469,643円     *									
合計       342       356       434       126       71       55       14       *         平均給料月額       226,477円       287,021円       347,013円       378,686円       412,637円       437,553円       469,643円       *				4					
		342	356		126	71	55	14	*
平均年齢 26.9歳 35.5歳 43.3歳 44.8歳 50.4歳 53.1歳 56.4歳 *	平均給料月額	226,477円	287,021円	347,013円	378,686円	412,637円	437,553円	469,643円	*
	平均年齢	26.9歳	35.5歳	43.3歳	44.8歳	50.4歳	53.1歳	56.4歳	*

(注)「\*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)。

上下水道企業職給料表(1)(上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用)

					1			(半位,八)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
$\overline{}$								
9								
1 2 3 4								
3								
4								
5								
6 7								
7	1							
8								
9						1		
10								
11	1							
12 13								
13	1							
14 15								
15	2							
16								
17								
18								
19	1							
20								
21								
22								
23								
24								
25	1							
26								
27	6	3						
28	1	3 2		1				
29	1	1		1				
30		1						
31	19	9						
32		1		1				
33	4							
34	1	1 2 7						
35	21	7				1		
36	4			1		•		1
37		6		1				
38	3	5		1				
38 39		5 3	1	1				
40		4	$\begin{matrix} 1 \\ 1 \end{matrix}$	1				
41		12	1	2				
42		12 3 7 3 3 2 1 3	5					
43		7	1	2				
44		3	1	2 2				
44 45		3		1			9	
46		9		1			2 2	
46 47		1	9	1				
48		2	2 2	1		1		
49		6	4		9	1	1	
49 50		0	4	1	2 2	1		
50 51		3 8	4	1	2	1	2	
51 52		7	4 2 3		2	1		
52		1	3		3			

粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		6	5	3		3	1	
54			2		1			
55		3	4	2 2	2 2	4		
56		2	1		2	4		
57		3	3	1	2 3	1		
58		9	2	_	3	1		
59		6	4	1	1 3	_	1	
60		5 7	2 3	3		$\frac{1}{7}$		
61 62		3	ა 3	1 4	4	( 2		
63		11	1	1	2	3	1	
64		4	3	4	4 2 2 1	3 3 2	1	
65		3		5	3	3		
66		5	1	1	3			
67		14	4	2	5		1	
68		6	4	2 5	3	2		
69		2	2	1	2 2 2	3		
70		8		2 5	2	1	1	
71		5	3	5	2	1		
72		1	1	5	0	1		
73 74		9	1	1	2	3		
74 75		2 6	1 2	4 3	1	2 2 1		
76		1	5	4	2	1		
77		1	2	5	1	1		
78		1	3	4	4	2		
79		3	5	2	2			
80		1	3	4	2 2			
81			7	5				
82			8	3	1			
83			5	5	1	1		
84			5	4	1			
85 86			4	3 1		2		
87			4 6	3				
88			2	1				
89			1	1				
90					1			
91			2 4 2	2 2 3				
92								
93			3	1				
94				1				
95			6	2 1				
96			0	1				
97			2	1				
98 99			2	1 1				
100			2 2 1		1			
100			2	1	1			
102								
103			4 2 4	1				
104			4					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			1	1				
106			4 2 2	4				
107 108			2	1				
109			4					
110			4					
111			3 2					
112			2	1				
113 114			3 3	1				
115			3					
116			1					
117		1	4					
118			6					
119 120			3 3					
120			<u> </u>					
122			-					
123			3	1				
124			1					
125			1					
126 127			1 1					
128			2					
129								
130								
131			1					
132 133			2					
134			1					
135			1					
136								
137			1					
138 139			3 1					
140			1					
141								
142			1					
143								
144 145								
146								
147								
148								
149			5					
合 計	67	230	249	141	69	58	12	*
平均給料月額	190,181円	250,826円	354,503円	373,982円	411,251円	439,572円	472,892円	*
平均年齢	23.7歳	33.0歳	48.0歳	47.2歳	51.3歳	54.1歳	57.9歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

- 級 号給	1	2	3	4
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18				
17				
18				
19				
20 21 22 23 24 25				
21				
22				
<u>ال</u> اح 24				
24				
20 26				
26 27				
28		1		
20		1		
30	1			
31	1			
32	1	1		
28 29 30 31 32 33 34 35 36				
34				
35				
36	1	2		
37 38 39				
38	1			
39				
40		1		
41				
42 43		1		
43				
44		2		
45				
46 47				
47		1	_	
48		1	1	
49				
50				
51 50				
52				

	4
53 54 55 56 57 58 59 60	
54 55 56 57 58 59 60	
56 57 58 59 60	
56 57 58 59 60	
57 58 59 60	
58 59 60	
60	
60	
60	
61	
61 62 63	1
63	
64	
65	
64 1 1 66 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
67	
68	
68 69 1	1
70	1
70	
71 1	
70 71 72 73	
73	
74 75	
75	
76	
77	
78 79	1
79	
80	
81 2	
81 82 83 3	
	1
81 82 83 84	1
	1
85	1
86	1
86 87 2 88	
88 1	1
89 90 91 92 4 3	
90 2	
91 4	
90 91 92 4 3	
93 4	1
94	1 3
95 5	
96	1
96 97 4	1
98	3
98 99 5	ა
100	4
100	1
101	
102 103	1
103	
104 5	

級				
号給	1	2	3	4
105				1
106			1	1
107				
108			2	1
109			1	
110			2	
111			2 1	
112			1	
113			1	
114			3	
115			3	
116			1	1
117				
118			1	1
119			1	
120			2	
121				
122				
123			1	
124			1	
125				
126				
127			1	
128				1
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139			1	
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149			1	
合 計	4	11	97	24
平均給料月額	185,900円	218,300円	344,166円	369,000円
平均年齢	28.5歳	35.9歳	51.1歳	54.6歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職)

交通企業原	職給料表(	l) { <sup>交通月</sup> 員にii	局企業職員の	うち他の給料表	長の適用を受け	けない全ての暗	*	(単位:人)
級	1	2	3	4	5	6	7	8
号給	1	2	U	7	U	U	•	U
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24 25								
25								
26								
27	2							
28	1							
29								
30				1				
31	1	2						
32								
33								
34		1						
35								
36								
36 37								
38								
39		1		1				
40		1						
41		1						
42		1		1			1	
42		1		1			1	
40		1						
44 45		1 2				1		
40								
46							-	
47							1	
48					1			
49								
50								
51								
52			1					

粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53						1		
54								
55						1		
56		1						
57 <b>-</b> 2		1					_	
58		1		2		,	1	
59 60		1		1		1		
60 61		1				1		
62		2				1		
63		2						
64			1		1			
65		1	1	1	1			
66								
66 67								
68								
69					1			
70								
71		_	_					
72		1	1		1			
73				9	1			
74 75				2				
76						1		
77						1		
78								
79								
80			1					
81						2		
82								
83								
84				1				
85 86			1	0				
87			9	2				
88			2 1					
89			1					
90			_					
91			1					
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98 99								
100								
100								
101			1					
103								
104								
102 103 104			1					

級号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105 106								
107								
108								
109 110								
111								
112 113								
113								
115								
116 117								
118								
119								
120 121			1					
122								
123								
124 125								
126								
127 128								
128								
130								
131 132								
133								
134								
135 136								
137								
138								
139 140								
141								
142 143								
143								
145								
146 147								
148								
149								
合 計	4	17	13	12	5	8	3	0
平均給料月額	185,225円	244,641円	354,746円	364,358円	409,660円	440,800円	469,833円	_
平均年齢	22.5歳	30.9歳	47.5歳	43.8歳	50.8歳	51.8歳	57.3歳	_

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

58         1         2         3         4         5         6           1         2         3         4         5         6           3         4	_	1		I			(事団・八)
5%       1       2       3       4       5       6         1       2       3       4       5       6         6       6       7       8       9       10       11       11       12       13       14       15       16       16       17       18       19       19       19       19       10       11       11       11       11       11       11       11       11       11       11       11       11       11       12	級	1	0	0	4	F	C
1		1	2	3	4	5	б
14							
14	1						
14	2						
14	3						
14	4						
14							
14	0						
14	6						
14	7						
14	8						
14	Q						
14	1.0						
14	10						
14	11						
14	12						
14	13						
18       19       20       21       22       23       24       25       26       1       27       28       29       30     1       31     1       32       33     1       34     1       35     1       36     1       37     1       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	1.4						
18       19       20       21       22       23       24       25       26       1       27       28       29       30     1       31     1       32       33     1       34     1       35     1       36     1       37     1       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	1.5						
18       19       20       21       22       23       24       25       26       1       27       28       29       30     1       31     1       32       33     1       34     1       35     1       36     1       37     1       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	15						
18       19       20       21       22       23       24       25       26       1       27       28       29       30     1       31     1       32       33     1       34     1       35     1       36     1       37     1       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	16						
18       19       20       21       22       23       24       25       26       1       27       28       29       30     1       31     1       32       33     1       34     1       35     1       36     1       37     1       38     39       40     1       41     42       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	17						
20	18						
20	10						
21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 32 33 34 41 1 35 36 37 38 39 40 41 41 42 43 44 44 45 46 47 48 49 50 51 1	19						
22	20						
22	21						
24       25       26       27       28       29       30     1       31     1       32       33     1       34     1       35     1       36     1       37     1       38     1       39     1       40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     0       50     50       51     1	2.2						
24       25       26       27       28       29       30     1       31     1       32       33     1       34     1       35     1       36     1       37     1       38     1       39     1       40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     0       50     50       51     1	23						
28       1         29       1         30       1         31       1         32       1         33       1         34       1         35       1         36       36         37       1         38       39         40       1         41       42         43       1         44       44         45       1         46       1         47       48         49       50         50       50         51       1	20						
28       1         29       1         30       1         31       1         32       1         33       1         34       1         35       1         36       36         37       1         38       39         40       1         41       42         43       1         44       44         45       1         46       1         47       48         49       50         50       50         51       1	24						
28       1         29       1         30       1         31       1         32       1         33       1         34       1         35       1         36       36         37       1         38       39         40       1         41       42         43       1         44       44         45       1         46       1         47       48         49       50         50       50         51       1	25						
28       1         29       1         30       1         31       1         32       1         33       1         34       1         35       1         36       36         37       1         38       39         40       1         41       42         43       1         44       44         45       1         46       1         47       48         49       50         50       50         51       1	26	1					
28       1         29       1         30       1         31       1         32       1         33       1         34       1         35       1         36       36         37       1         38       39         40       1         41       42         43       1         44       44         45       1         46       1         47       48         49       50         50       50         51       1	27						
29 30 31 31 31 32 33 1 34 1 35 36 37 38 39 1 40 1 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 1	20						
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	20						
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	29						
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	30	1					
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	31	1					
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	32						
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	22	1	1				
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	33	1					
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	34						
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	35		1				
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	36						
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	37		1				
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	20		1				
40     1       41     1       42     1       43     1       44     1       45     1       46     1       47     48       49     50       51     1	38						
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51	39			1			
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51	40			1			
42 43 44 45 46 47 48 49 50 51	41						1
43 44 45 46 47 48 49 50 51	49						1
44       45       46       47       48       49       50       51	10						1
45 46 47 48 49 50 51	43						1
46 47 48 49 50 51	44						
46 47 48 49 50 51	45		1				
47 48 49 50 51	46						
48 49 50 51	17						
49 50 51	41						
50 51 1	48						
50 51 1	49						
51 52	50						
52	51		1				
52	51		1				
	52						

粉	1	2	3	4	5	6
53 54						
55 56						1
57				1		1
58 59					1	
60						
62 63		1 2				
64 65		2	_		1	
66 67		1	1			
68 69						
70 71 72 73					1	
74 75			1			
76 77			1			
78 79				1		
80 81			1			
82 83			1 2	1		
84 85 86 87				1		
86 87			1 1			
88 89				2		
90 91						
92 93			1			
94 95						
96 97			1			
98 99						
100 101						
102 103						
104						

級 号給	1	2	3	4	5	6
75和 105			1			
106			1			
107			1			
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117 118			1			
119			1			
120			1			
121			1			
122			1			
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132 133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145			1			
146 147						
147 148						
149						
合 計	4	11	19	6	3	3
平均給料月額	188,400円	243,573円	355,395円	380,533円	410,267円	430,733円
平均年齢	24.0歳	37.5歳	54.0歳		54.3歳	58.0歳
기 · · · 기 - 미	2年.0//汉	01.0///	01.0///X	01.0//)从	01.0///	00.0//火

級	1	2	3	4
号給				
53		1	1	
54		9		
54 55		9 2 10		
56		10		
57				
58				
59		2		
60		2 6	1	
61		3		
62		o .	1	
62 63			1	
64		3	1	
64 65 66 67		<u> </u>		1
66		2	1	1
67		۷	1 2	
01		0	4	
68		2		
69		1		
70		1 5	1	
71 72		5	1	
72		1	1	
73 74 75		3	3 2	
74			2	
75		2 2	4	1
76		2	3	
76 77 78 79				
78			1	
79			3	
80		1	4	
81		2	4	
82			6	2
83		2	5	
		_	5 2	1
84 85 86 87 88		2	6	1
86		2	7	1
87		1	7	1
99		1		
89			5	1
00			4	2
90 91			5	۷
92				
92			$\frac{1}{7}$	0
93				2
94			3	1
95			2 8	1
96			8	
97			1	
98			4	1
99			5	1
100			2	1
101			<u>2</u> 5	1
102			3	1
103			3	2
104			4	
101			1	

級	1	2	3	4
号給	1	۷	δ	4
105			1	1
106			2	
107			3	1
108			2	1
109				
110			2	
111			1	1
112			1	
113			5	
114			2	
115			1	
116				
117			1	
118				
119				
120			1	
121				1
122				
123				
124				
125			2	
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	8	90	158	26
平均給料月額	177,488円	247,858円	341,641円	368,735円
平均年齢	26.3歳	45.1歳	53.8歳	56.2歳

(病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用 病院企業職給料表(1)

病院企業職給料表(1) 「病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職」」 (単位:人)								(単位:人)
粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6 7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16 17								
18								
19								
20								
21								
22								
23	1							
24								
25								
26 27	2							
28	۷			1				
29		1		1				
30		1						
31	2							
32				1				
33								
34	1							1
35								
36 37	1							
38	1	1						
39								
40		2						
41		1					1	
42		1						
43						1		
44 45		1						
45 46		1	1					
46 47		1	1					
48		1						
49		1			1			
50		1		1	_			
51			1		1		1	
52		1		2	2			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1	1	1		1		
54			1	1		2	1	
55								
56				1	1			
57		0		2	1	,		
58 59		2	1		1	1		
60		1	1		1	1		
61		1			1	1		
62		1						
63				1				
64				1 3	1			
65		1	1			1		
66							1	
67								
68		1				1		
69 70		3 1			1	1	1	
70 71		1	2	1	1	1	1	
72		1	۷	1		1		
73		3				1		
74		1			1	1		
75				1				
76								
77				1				
78			1	1				
79								
80			1		-	1		
81					1	1		
82 83								
84			1					
85			1					
86				1				
87				1	1			
88			1					
89			1	1				
90								
91								
92 93								
93 94								
94 95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106 107								
108			1					
109 110		1						
110		1						
112								
113 114								
115								
116								
117 118								
119								
120								
121 122								
123								
124								
125								
126 127								
128								
129								
130 131								
132								
133								
134 135								
136								
137								
138 139								
140								
141								
142 143								
144								
145								
146 147								
148								
149								
合 計	8	30	14	21	13	13	5	*
平均給料月額	190,163円	259,173円	345,164円	365,686円	408,769円	440,846円	474,540円	*
平均年齢	23.4歳	34.7歳	45.0歳	45.1歳	49.2歳	54.7歳	56.4歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

				(手匹・人)
級	1	2	3	4
号給	1	2	J	T
1 2 3				
2				
3				
4				
5				
6 7				
7				
8				
9				
9				
10				
11				
11 12				
13				
14				
13 14 15				
10				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
22				
23				
24				
25				
26 27				
27				
28				
20				
29				
30				
31				
32				
33				
3.4				
32 33 34 35				
35				
36				
37				
38 39				
39				
40				
41				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
41				
48				
49				
50				
51				
52				
JZ				

級				
号給	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62 63				
63				
64				
65				
66 67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84 85				
86				
86 87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101 102				
102				
103				
104			l .	

級	1	2	3	4
号給				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136 137				
138 139				
140				
141				
143				
143				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	_	_	_	_
平均年齢	-	_	_	_

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

粉	1	2	3	4	5
1 2					
3					
4					
5		5			
6 7					
7					
8		0			
9 10		9			
11					
12					
13		5	8		
14			Ü		
15					
16					
17		9	5		
18					
19					
20					
21		10	9		
21 22 23					
23		1			
24 25 26 27		4	3	7	
25 26		4	J	1	
20				1	
28			1	1	
29			6	1	
30					
31					
32				3	
33			4		
34 35					
35					
36				4	1
37				4	
38 39				1	0
40				4	2
41				1	2 2 2 7 5 2
42					7
42 43					5
44			1	2	2
45				2 2	
46 47					1 3
47					3
48				2	
49 50 51				1	
50				1	1
51				0	
52				3	

級	1	2	3	4	5
号給					
53				1	
54				1	
55				2 3	
56				3	1
57			1		
58					
59				1	1
60				1	1
61					
62					
63					
64				2	
65					2
66				1	
67					1
68				1	
69				1	1
70					
71				1	
72					
73				2	1
74					
75					1
76				1	1
77				1	
78					
79					
80					
81					
合 計	0	43	38	53	37
平均給料月額	-	367,793円	439,092円	523,962円	575,489円
平均年齢	_	34.0歳	40.2歳	49.8歳	58.2歳

病院企業職給料表(4)

【病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師 その他の医療技術職員に適用

		- 0.212.2	を	<b>2</b> /11	T	, <u> </u>	(単位:人)
粉号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
2 3 4 5 6 7							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12 13							
13							
14 15							
16							
16 17							
18							
19	3						
20							
21 22 23							
22							
23		1					
24							
25	3						
25 26 27							
27	3	13 3					
28 29		3					
29	38	1					
30 31	7	4					
31 32	7	4					
33	99						
34	33	17		1			
34 35	7	5		1			
36	7 2	17 5 2					
37	65	27					
37 38 39		10					
39	3 3	10 8 7		1			
40	3	7				1	1
41	49	23					
42 43	2	9	2			1	
43		11				2	
44 45	1	2				1 2 2 2	
45	1	23 9 11 2 7 5 15	1	1		2	
46 47		5	4	0			
47		15	4 2	2			1
48		11 8	2	1		1	1
49 50		8	1	1		1	
51		6 9 3	1 3	1		1	
52		3	3				
04		J					

<b></b>	1	2	3	4	5	6	7
53		12	7			1	
54		7	6	1 2	1		
55 56		7 6	5 2	2	1		
57		5	5	2			1
58		8	5 2				
59		8 3	4 3				
60			3		1	1	
61		7	3	1			
62 63		2 5	4 5	1 2		3	
64		4	5 3	2		1	
65		11	5			1	
66		8	4	1	1	1	
67		6	3			1	
68		4	1	1		1	
69 70		8 4	3	1 1		1	
71		4	2 6	1	1	1	
72		9	6	1	1		
73 74		3	5	1	1		
74		4	3	1	2		
75 		5	5 3				
76		5	3		1		
77 78		1 4	5		1		
78 79			2 3		1		
80		2 2	2		1		
81		1	5	2	1		
82			5				
83		1	4 5	3			
84 85		2	3	1		1	
86		1	1	1 2 4		1	
86 87			4	4			
88				•			
89			3	1			
90			3	1			
91 92		2	3 3 7 2 2	1			
93			2	5			
94		1	1	5 2 2 3			
95			4	2			
96 97			4	3			
97		4	1	0			
98 99		1 1	1 6	3			
100		1	6 2				
101							
102			1 2 3	3 2			
103			3	2			
104							

<b></b>	1	2	3	4	5	6	7
105			1	1			
106			4				
107 108		1	2	1			
109		1	2 3	3			
110				3			
111			2 2				
112		1	1				
113			_				
114 115			1 2	1			
116			2	1 1			
117		1	2	2			
118		_	2 2	_			
119			1				
120			2				
121			2	1			
122 123			1	1 1			
123			2	1			
125				1			
126				1			
127							
128			1				
129				1			
130 131				1			
132			2				
133			2				
134							
135				1			
136			1	0			
137 138			1	2			
139			1 3				
140							
141							
142							
143			1				
144 145							
145							
147							
148			1				
149			2				
合 計	286	422	233	80	11	23	3
平均給料月額	196,959円	245,239円	352,297円	382,954円	414,018円	436,165円	469,400円
平均年齢	23.1歳	31.3歳	48.1歳	49.1歳	53.4歳	54.3歳	56.7歳

# 第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数

その1 給料表別	手当受給職員数及在	び半均扶養親族数		(単位:人)
区分		手 当 受 給 率	全 職 員	手当受給職員
給料表	十 日 又 和 概 貝 剱			平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,379	38.4	0.7	1.9
行政職給料表(2)	448	46.4	0.8	1.7
医療職給料表(1)	9	56.3	0.9	1.7
医療職給料表(2)	85	16.0	0.3	1.8
大学教育職給料表	14	37.8	0.7	1.8
高等学校教育職給料表	119	38.5	0.8	2.1
義務教育諸学校教育職給料表	1,585	29.9	0.6	2.0
消防職給料表	885	63.3	1.4	2.3
合 計	5,524	37.5	0.7	2.0

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	978	36.4	0.7	1.9
企業職を含めた総合計	6,502	37.3	0.7	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分	手当受		yenze o nounze.		大養親族数	(単似:人)
扶養 親族数	職員数	構成比 (%)	子	配偶者	父母等 その他の 扶養親族	合 計
1人	1,947	35.2	1,296	560	91	1,947
2人	2,092	37.9	3,517	606	61	4,184
3人	1,155	20.9	2,694	758	13	3,465
4人	296	5.4	924	249	11	1,184
5人	29	0.5	118	25	2	145
6人	5	0.1	25	5	0	30
合 計	5,524	100.0		2,203	178	10,955

<sup>(</sup>注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の 適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

		(十四:11)
区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	20,552	20,393
全職員平均額	7,697	7,605

## 第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

(単位:人)

						(半江・ハ)
区分	手当受給 職員数				手当受給率	全職員平均額
給料表	(借家·借間 居住者)	30歳以下	31歳以上~ 40歳以下	41歳以上	(%)	(円)
行政職給料表(1)	1,486	570	500	416	24.0	4,322
行政職給料表(2)	105	5	19	81	10.9	1,295
医療職給料表(1)	1	0	0	1	6.3	625
医療職給料表(2)	114	51	37	26	21.4	4,052
大学教育職給料表	12	0	3	9	32.4	3,770
高等学校教育職給料表	<del>\$</del> 95	46	28	21	30.7	5,926
義務教育諸学校教育職給料表	1,506	793	474	239	28.4	5,701
消防職給料表	329	159	130	40	23.5	4,683
合 計	3,648	1,624	1,191	833	24.7	4,672
<u> </u>		_				
企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	609	248	171	190	22.7	4,083

その2 職員1人当たり平均手当月額

企業職を含めた総合計

(単位:円)

1,023

24.4

4,581

区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,889	18,764
全職員平均額	4,672	4,581

1,872

1,362

4,257

# 第9表 管理職手当の支給状況

区 分給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	759	12.3	82,656	10,127
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	16	100.0	91,319	91,319
医療職給料表(2)	46	8.6	79,180	6,846
大学教育職給料表	4	10.8	71,050	7,681
高等学校教育職給料表	14	4.5	70,300	3,185
義務教育諸学校教育職給料表	289	5.5	69,470	3,791
消防職給料表	70	5.0	79,664	3,986
合 計	1,198	8.1	79,099	6,425
企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	220	8.2	89,359	7,316
企業職を含めた総合計	1,418	8.1	80,691	6,562

# 第2部 民間給与等の実態

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和5年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

### 3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本 標準産業分類の大分類(ア〜ツ)に分類された 531 事業所

7	農業	林業
,	三王	M = 1

イ 漁業

ウ鉱業、採石業、砂利採取業

工 建設業

才 製造業

カ 電気・ガス・熱供給・水道業

キ 情報通信業

ク 運輸業、郵便業

ケ 卸売業、小売業

コ 金融業、保険業

サ 不動産業、物品賃貸業

シ 学術研究、専門・技術サービス業

ス 宿泊業、飲食サービス業

セ 生活関連サービス業、娯楽業

ソ 教育、学習支援業

タ 医療、福祉

チ 複合サービス事業

ツ サービス業 (他に分類されないもの) (中分類の宗教 及び外国公務に分類されるものを除く。)

#### (2) 調査対象職種

76 職種(うち初任給関係職種18職種)

#### 4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から110事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 263 人 (事務・技術関係職種 231 人)、初任給関係以外の調査職種 7,376 人 (事務・技術関係職種の調査実人員 6,792 人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、81,431 人であり、事務・技術関係職種は 71,531 人である。)

### 5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

### 第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

				(単位:事業所)
企業規模 産 業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	6	3	3	0
製造業	21	8	10	3
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0
情報通信業	19	11	4	4
運輸業、郵便業	10	4	5	1
卸売業、小売業	7	4	2	1
金融業、保険業	3	3	0	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	5	1	4	0
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービス 業、娯楽業	1	0	1	0
教育、 学習支援業	2	2	0	0
医療、福祉	6	3	3	0
複合サービス事業	4	4	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	3	1	1	1
合 計	88	45	33	10

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が22事業所あった(規模不適1事業所を含む。)。
  - 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表についても同じ。)。

## 第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

						(単位:円)
	項目	)/ <del></del>	10 146		企業規模	
職	種	学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		大学卒	213,730	214,827	210,187	217,875
	新卒事務員	短大卒	192,400	193,364	188,206	194,167
事		高校卒	179,738	181,221	175,757	178,680
務		大学卒	220,997	226,335	217,889	207,667
技	新卒技術者	短大卒	189,434	190,317	188,750	187,100
術関		高校卒	178,747	178,843	178,300	180,500
係	新卒事務員	大学卒	217,150	219,614	214,281	211,750
	•技術者	短大卒	190,977	192,030	188,492	189,750
	計	高校卒	179,279	180,215	177,197	179,408

<sup>(</sup>注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給 される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むもの である。

 (参 考)
 (単位:円)

 大学卒
 212,164

 短大卒
 187,108

 高校卒
 174,348

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

#### 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等 第12表

# その1 給与比較の対象職種 1 規 模 計

+	規模計	, I					T	1
\	項目			令和5年	F4月分平均	支給額		
		調査	平均	きまって支給			/± +7.	±1.1+.0π
		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A)-(B)	備考	対応級
耳谷小	£			(A)	手当(B)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
職	種	r	JF.			-		
	支 店 長	人 <b>8</b>	歳 <b>55.8</b>	円 <b>766,112</b>	円 <b>32</b>	円 <b>766,080</b>		本表2規模500
	<b>支店長</b> 大学卒	3	54.7	752,910	0	752,910	I# 5 =	人以上、本表3
	短大车车	*	) <del>4</del> .1	*	*	752,910 *	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締	規模100人以上 500人未満及び
	高校卒	4	56.8	787,455	46	787,410	役兼任者を除く。)	本表4規模100
	中学卒	-	-	101,400	-	707,410		人未満の対応 級欄参照
	工場長	2	56.0	974,684	0	974,684		//次/ 解 多////
	大学卒	2	56.0	974,684	0	974,684	構成員50人以上の	
	短大卒	_	-	-	_	-	工場の長(取締役兼	同上
事	高校卒	_	_	_	_	_	任者を除く。)	
7	中学卒	_	_	_	_	_		
	事務部長	315	53.5	717,306	1,294	716,012		
務	大学卒	248	53.5	725,628	1,029	724,599		
	短 大 卒	12	54.1	612,545	1,121	611,424	2課以上又は構成員	同上
	高 校 卒	55	53.7	703,750	2,542	701,208	20人以上の部の長	
•	中学卒	_	_	_	_	_	職能資格等が上記部の長と同等と認め	
	技術部長	234	52.8	707,915	4,655	703,260	られる部の長及び部	
技	大 学 卒	171	52.5	714,150	5,451	708,699	長級専門職(取締役	
	短 大 卒	19	53.7	633,526	4,760	628,765	兼任者を除く。)	同上
	高 校 卒	44	53.7	717,879	1,356	716,524		
術	中学卒	_	_	_	_	_		
	事務部次長	90	52.2	689,187	1,897	687,290		
関	大学卒	79	52.1	687,507	2,158	685,348	上記部長に事故等	
美	短 大 卒	5	53.4	756,920	0	756,920	のあるときの職務代	同上
	高校卒	6	52.4	655,691	124	655,568	行者 職能資格等が上記	
係	中学卒	_		_	-		歌形質俗寺が上記部の次長と同等と認	
	技術部次長	38	50.5	561,994	4,625	557,369	められる部の次長及	
··	大学卒	32	50.8	563,661	370	563,291	び部次長級専門職中間職(部長-課長	
職	短大卒	3	46.5	561,039	50,637	510,403	中間職(部長一課長間)	同上
	高校卒	3	52.7	538,667	0	538,667		
種	中学卒	-	-	-	- 0.005	-		
7里	事務課長	673	50.9	597,834	8,285	589,549		
	大学卒	465	50.0	598,106	8,138	589,968 550,701		日上
	短大卒	57	52.4	565,906	6,205	559,701	2係以上又は構成員	同上
	高校卒中学卒	151	52.7	605,804	9,212	596,592 _	10人以上の課の長	
	技術課長	660	50.0	577,869	9,053	568,815	職能資格等が上記課の長と同等と認め	
	大学卒	485	49.2	585,509	9,033 9,785	575,723	られる課の長及び課	
	短大卒	465 78	52.1	530,279	3,293	526,986	長級専門職	同上
	高校卒	96	52.1	577,755	10,087	567,668		l ⊢3 T
	中学卒	*	92.1 *	*	10,007	*		
	十 十 十	~	不	个	<b>1</b>	<b></b>		

<sup>(</sup>注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである (以下、本表において同じ。)。

<sup>2「\*」</sup>は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)。

<sup>3「</sup>中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

	項目			会和5倍	 F4月分平均	古公嫍		
`	項目	<b>→</b>			P4万万十岁	<b>人</b> 和银		
		調査	平均	きまって支給			備考	対応級
		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A)-(B)	V.I.V	7 77 2 135
職	種			(A)	手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
	事務課長代理	135	47.2	577,365	65,351	512,014	前記課長に事故等の	本表2規模500
	大 学 卒	75	44.5	557,144	53,173	503,972	あるときの職務代行者	人以上、本表3 規模100人以上
	短 大 卒	10	51.1	550,694	39,984	510,710	課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する	500人未満及び
	高 校 卒	49	49.8	598,347	76,985	521,363	者	本表4規模100 人未満の対応
	中学卒	*	*	*	*	*	課長に直属し部下4人 以上を有する者	級欄参照
	技術課長代理	104	36.0	484,647	53,441	431,206	職能資格等が上記課	
	大 学 卒	92	35.7	484,780	53,324	431,456	長代理と同等と認めら れる課長代理及び課	
	短 大 卒	5	41.4	483,977	53,736	430,240	長代理級専門職	同上
事	高 校 卒	7	48.6	477,945	59,572	418,373	中間職(課長-係長間)	
	中学卒	_	_	_	_		IPJ/	
₹~	事務係長	378	45.7	487,334	64,792	422,542		
務	大学卒	250	45.0	481,071	68,759	412,312		
	短 大 卒	57	47.4	479,030	60,123	418,907		同上
	高 校 卒	71	46.4	502,949	58,825	444,124		
	中学卒	_	_		_	_	係の長及び係長級	
	技術係長	389	45.9	498,412	93,418	404,994	専門職	
技	大学卒	235	43.9	476,409	80,742	395,667		
	短大卒	50	51.3	502,185	102,953	399,232		同上
	高校卒	102	47.5	558,781	122,543	436,238		
術	中学卒	2	50.6	474,134	81,550	392,584		
	事務主任	365	42.5	428,812	69,359	359,452	係長等のいる事業所に	
関	大学卒	245	40.5	434,716	74,902	359,813	おける主任	
大	短大卒	48	47.3	427,454	65,185	362,269	係長等のいない事業	同上
	高校卒	70	46.5	408,410	51,297	357,113	所における主任のうち、課長代理以上に直	
係	中学卒	2	51.0	466,332	139,892	326,440	属し、部下を有する者 係長等のいない事業	
	技術主任	456	44.0	456,441	83,976	372,464	所において、職能資格	
T441	大学卒	283	41.6	457,794	80,279	377,515	等が上記主任と同等と 認められる主任	
職	短大卒	58	49.9	471,479	82,893	388,586	中間職(係長-係員	同上
	高校卒	114	48.2	444,108	96,636	347,472	間)	
種	中 学 卒 <b>事務係員</b>	1 216	27.0	246 200	<b>40</b> 757	206 522		
一	<b>事務係員</b> 大学卒	1,316	37.8	<b>346,290</b>	<b>49,757</b>	<b>296,533</b>		
	短大卒	820 202	34.3 45.1	349,420 341,065	54,099 37,419	295,321 303,645		同上
	超大学高校卒	202 287	45.1	341,065	43,009	296,480		IH1 T
	中学卒	281 7	43.6	339,489 324,732	43,009 67,476	257,256		
	技術係員	1,629	36.8	375,285	62,407	312,878		
	大学卒	1,029	35.7	381,063	64,384	312,676		
	短大卒	217	40.7	352,420	52,693	299,727		同上
	高校卒	311	38.5	368,440	61,205	307,235		let T
	中学卒	311	48.7	342,333	51,589	290,744		
(沙)				544,333			   フルダド Lの笠知	

<sup>(</sup>注)4「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

<sup>5 「</sup>中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

2 規模500人以上

2	規模500人以上							
	項目			令和5年	F4月分平均	支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	<b>支</b> 店 学 大 校 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	人 7 2 * 4	歳 <b>55.9</b> 54.5 * 56.8	円 <b>807,745</b> 1,022,738 * 787,455	円 <b>36</b> 0 * 46 -	円 <b>807,709</b> 1,022,738 * 787,410	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
事	<b>基 長</b> 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	2 2 - - -	<b>56.0</b> 56.0	<b>974,684</b> 974,684 - -	0 0 - -	<b>974,684</b> 974,684 - - -	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
務	<b>事務部長</b>	230 177 10 43 -	<b>54.0</b> 54.1 53.3 53.9	730,676 739,209 608,746 726,854	960 344 1,368 3,317	<b>729,716</b> 738,864 607,378 723,537	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め	行政職(1) 7級
技	<b>技術部長</b> 大安 年 年 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	152 117 8 27	<b>53.1</b> 53.0 54.2 53.0	<b>699,013</b> 698,845 648,648 717,001	<b>4,783</b> 5,911 0 1,123	<b>694,230</b> 692,935 648,648 715,878	られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
術関	中学卒       事務部次長       大短卒       短校卒       中学卒	84 74 5 5	51.9 51.8 53.4 51.3	705,066 700,625 756,920 717,229	1,979 2,250 0 0	703,087 698,374 756,920 717,229	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記	同上
係職	<b>技術部次長</b> 大学卒 短点校卒 高校卒	19 15 * 3 -	<b>52.9</b> 53.2 <b>*</b> 52.7	<b>584,106</b> 588,122 * 538,667	13 16 * 0	<b>584,093</b> 588,107 * 538,667 -	部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長ー課長間)	同上
種	<b>事務課長</b>	543 379 48 116 -	<b>51.2</b> 50.4 52.7 52.8	607,982 607,434 572,423 618,993	<b>7,961</b> 7,965 5,959 8,497	600,021 599,469 566,464 610,496	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記	行政職(1) 6級
	<b>技術課長</b> 大短学卒 高校 中学卒	483 357 57 69 -	<b>50.0</b> 49.2 52.6 52.2	<b>587,153</b> 594,220 542,027 587,908	9,894 10,956 2,526 10,558	<b>577,259</b> 583,264 539,502 577,350	課の長と同等と認められる課の長及び課 長級専門職	同上

本務課長代理		項目			令和5 <sup>左</sup>	F4月分平均	支給額		
下				-		> 7. m4.00 ti	(4) (5)	備考	対応級
事務課長代理 129   47.2   579,567   66,323   513,224   100   1	TOPY	14	关八貝	十一图印			(A)-(B)		
事務課長代理	職	種	,	盐	Ш	Д			
大学卒 71 44.5 559,539 54,294 505,245 26とかの総合作品 750 数値 250,273 設との服保所で 48 49.8 599,250 77,447 521,803 常 政長で直服に部下は 24 数.5		事務課長代理						前記課長に事故等の	
短く			71	44.5	559,539	54,294	505,245	あるときの職務代行者	<b>行</b>
中学 卒 * * * * * * * * * * * * * * * * * *			9	51.4	561,353	41,080	520,273		1] 政職(1) 4級、5級
技術課長代理   92   35.8   485,711   53,566   432,146   大学 卒   82   35.5   485,673   53,289   432,384   432,384   432,384   433,382   432,384   433,0320   中学 卒   -   -   -   -   -     -			48	49.8	599,250	77,447	521,803	者	1/100 0/100
技術課長代理   92   35.8   485,673   53,289   432,384   操作課任用及び課   長代課任用及び課   日本   中間職(課長 - 係長間間)   中学 卒   191   44.9   486,431   65,077   421,354   431,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,825   433,832   433,825   433,832   433,							*		
事					= -	=		職能資格等が上記課	
事務係長   285   45.6   494,149   62,324   431,825   246,155   246					·	*			
中学卒					=	·			同上
野務保長   285   45.6   494,149   62,324   431,825   大学 卒 191   44.9   486,431   65,077   421,354   421,354   421,354   426,542   431,625   426,155   67,062   453,630   426,155   67,062   453,630   426,155   67,062   453,630   426,155   67,062   453,630   426,155   67,062   453,630   426,155   68,730   421,354   431,431   41,007   43.7   477,628   79,166   398,462   400,342   68,730   68,733   408,730   68,733   454,153   68,750   68,733   364,247   47.7   582,344   128,191   454,153   454,153   68,750   421,40,24   439,478   75,032   364,446   68,890   420,49   426,542   59,560   366,982   68,890   420,49   48,414   426,542   59,560   366,982   68,890   420,49   48,414   461,350   79,520   381,829   68,759   68,733   68,759   68,759   68,759   68,759   68,759   68,733   68,989   68,759   68,759   68,759   68,759   68,739   68,759   68,739   68,759   68,739   68,759   68,739   68,739   68,799   78,7	事		6	49.1	490,171	59,851	430,320		
大学 卒   191   44.9   486,431   65,077   421,354   短大 卒   46   47.6   488,762   62,607   426,155   高校 卒   48   46.1   510,693   57,062   453,630   再			- 205		404 140	- -	/91 OOF		
短 大 卒 46 47.6 488,762 62,607 426,155   同上	終				-	-	=		
・         高校卒 中学卒         48 	477				,	*			団上
中学 卒					·	*	*		IHJ ⊥_
技術係長	•		40	40.1	510,095	57,002	455,050	核の長及び核長級	
大学 卒			275	45.8	501.438	92.708	408.730		
短 大 卒 43 51.5 505,711 105,369 400,342	++						•		
高校卒	17				·	· ·			同上
## 中学卒 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *					,		*		
大学 卒   218   40.2   439,478   75,032   364,446   探長等のいる事業所における主任の意味	術	, , , , , ,							
関		事務主任	325	42.1	432,979	68,733	364,247		
短大卒 43 47.4 426,542 59,560 366,982 係長等のいない事業 所における主任のう た 課長代理以上に直 属し、部下を有する者	88	大 学 卒	218	40.2	439,478	75,032	364,446		/二元/pm/: / 1 )
高校卒 62 46.1 413,091 50,456 362,634 所における主任のの 2 51.0 466,332 139,892 326,440 属人 部下を有する者 接長等のいない事業 所において、職能資格 大学 卒 237 41.4 461,350 79,520 381,829 等が上記主任と同等と 短 大 卒 42 49.9 482,414 85,655 396,759 高校卒 75 48.3 453,937 93,956 359,981 中学卒 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	舆		43	47.4	426,542	59,560	366,982	係長等のいない事業	
中学   字   字   字   字   字   字   字   字   字			62	46.1	413,091	50,456	362,634		3/1/2
技術主任   355   43.6   462,236   82,703   379,534   所において、職能資格   第次上記主任と同等と   記められる主任   中間職(係長 - 係員   間)	係				466,332	139,892		属し、部下を有する者	
大学 卒   237   41.4   461,350   79,520   381,829   等が上記主任と同等と   短 大 卒   42   49.9   482,414   85,655   396,759   記められる主任 中間職(係長 - 係員 間)   同上	ν,				·	· ·			
福   大   本   大   大   大   大   大   大   大   大								等が上記主任と同等と	
情 校 卒	職							認められる王仕   中間職(係長-係員	同上
事務係員     852     37.2     352,242     52,799     299,443       大学卒     561     33.5     354,614     58,298     296,315       短大卒     126     46.6     350,691     37,519     313,171       高校卒     160     45.1     344,311     41,007     303,304       中学卒     5     40.2     328,260     82,718     245,542       技術係員     1,028     37.4     389,772     67,181     322,592       大学卒     753     36.0     396,386     70,180     326,206       短大卒     99     42.2     370,220     54,891     315,329     同上						,		間)	
大学卒 561 33.5 354,614 58,298 296,315 短大卒 126 46.6 350,691 37,519 313,171 高校卒 160 45.1 344,311 41,007 303,304 中学卒 5 40.2 328,260 82,718 245,542 技術係員 1,028 37.4 389,772 67,181 322,592 大学卒 753 36.0 396,386 70,180 326,206 短大卒 99 42.2 370,220 54,891 315,329 同上	種								
短 大 卒	7至				· ·	· ·			
高校卒 160 45.1 344,311 41,007 303,304 中学卒 5 40.2 328,260 82,718 245,542 技術係員 1,028 37.4 389,772 67,181 322,592 大学卒 753 36.0 396,386 70,180 326,206 短大卒 99 42.2 370,220 54,891 315,329 同上									行政職(1)
中学卒     5     40.2     328,260     82,718     245,542       技術係員     1,028     37.4     389,772     67,181     322,592       大学卒     753     36.0     396,386     70,180     326,206       短大卒     99     42.2     370,220     54,891     315,329					,	*			1級、2級
技術係員     1,028     37.4     389,772     67,181     322,592       大学卒     753     36.0     396,386     70,180     326,206       短大卒     99     42.2     370,220     54,891     315,329     同上					·	*			
大学卒     753     36.0     396,386     70,180     326,206       短大卒     99     42.2     370,220     54,891     315,329     同上									
短 大 卒 99 42.2 370,220 54,891 315,329 同上					=	· ·			
					·	*			同上
					=	·			
中学卒   * * * * * * *   *					· ·				

3 規模100人以上500人未満

<u>3</u>	規模100人以上		IJ					
	項目			令和5 <sup>5</sup>	F4月分平均	支給額		
		調査	平均	きまって支給			,	
		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A)-(B)	備考	対応級
		,,,,,	,	(A)	手当(B)	(11) (D)		
職	種							
	+ + =	人	歳	円	円	円		
	支店長	*	*	*	*	*		
	大学卒	*	*	*	*	*	構成員50人以上の	行政職(1)
	短大卒	_	_	_	_	_	支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	7級
	高校卒	_	_	_	_	_	Z/K/II I C/// (6)	
	中 学 卒 工 <b>場 長</b>	_			_			
	<b>上場及</b>   大学卒		_	_	_	_	I# N. II = 0 1 N. I =	
	短大车	_	_	_	_	_	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼	同上
<u></u>	高校卒	_	_	_	_	_	任者を除く。)	1-1-7-
事	中学卒	_	_	_	_	_		
	事務部長	83	52.4	687,781	2,083	685,698		
務	大学卒	71	52.2	697,724	2,435	695,289		
	短大卒	2	58.0	629,775	0	629,775	2課以上又は構成員	同上
	高校卒	10	53.1	628,730	0	628,730	20人以上の部の長	1. 3.11
•	中学卒	-	-	-	_	-	職能資格等が上記	
	技術部長	80	52.5	725,568	4,280	721,289	部の長と同等と認められる部の長及び部	
技	大学卒	53	51.7	747,041	4,247	742,794	長級専門職(取締役	
100	短 大 卒	11	53.3	622,704	8,167	614,537	兼任者を除く。)	同上
	高 校 卒	16	54.6	725,183	1,718	723,465		
術	中 学 卒	_	_	_	_	_		
	事務部次長	6	55.0	529,722	1,075	528,647		
ВВ	大 学 卒	5	54.8	548,400	1,178	547,222	上記部長に事故等	行政職(1)
関	短 大 卒	_	_	_	_	_	のあるときの職務代	11 政職(1) 6級
	高 校 卒	*	*	*	*	*	行者	- 1,5 4
係	中学卒	_	_	_	_		職能資格等が上記 部の次長と同等と認	
	技術部次長	17	49.0	550,277	8,662	541,615	められる部の次長及	
	大学卒	15	49.4	552,553	587		び部次長級専門職 中間職(部長-課長	
職	短大卒	2	46.0	533,157	69,407	463,750	間(同及一味及	同上
	高校卒	_	_	_	_	_		
種	中学卒	-	-	-	- 0.400	-		
7里	事務課長	119	49.0	542,796	9,423	533,372		
	大学卒	82	47.5	550,543	9,311	541,232		行政職(1)
	短大卒	8	50.9	520,746	3,397	517,349	2係以上又は構成員	4級、5級
	高校卒中学卒	29	52.7 –	526,987 -	11,402	515,585 -	10人以上の課の長	
	技術課長	157	50.0	543,193	5,836	537,357	職能資格等が上記課の長と同等と認め	
	大学卒	117	49.3	550,163	4,967	545,196	られる課の長及び課	
	短大车	16	51.8	484,465	7,857	476,608	長級専門職	同上
	高校卒	23	51.8	549,552	9,172	540,380		1, 4 1
	中学卒	*	*	*	*	340,360 *		
Ь		-14	-11	7.	7	-1		

	項目			令和5年	F4月分平均	支給額		
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	<b>事務課長代理</b> 大 卒 短 校 卒 中 学 卒	人 <b>5</b> 3 * -	歳 <b>46.4</b> 44.0 * *	円 <b>458,223</b> 469,978 * *	6,430 0 * *	円 <b>451,793</b> 469,978 * *	前記課長に事故等の あるときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人	行政職(1) 3級
事	<b>技術課長代理</b> 大	4 3 * - -	48.0 47.7 * -	475,005 470,061 * -	0 0 * -	475,005 470,061 * -	以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長 - 係長 間)	同上
務	<b>事務係長</b>	71 49 6 16	<b>45.7</b> 45.1 44.1 48.0	447,180 453,120 408,375 443,394	81,197 89,037 46,183 70,373	<b>365,982</b> 364,083 362,191 373,021	係の長及び係長級	同上
技術	<b>技術係長</b> 大年年 大年年 大校 大校 本年 大校 本年 本	104 50 6 47 *	46.4 45.4 47.7 47.1 *	485,863 475,475 445,760 502,277 *	100,384 96,855 64,418 109,157 *	385,479 378,620 381,342 393,120 *	専門職	同上
関係	<b>事務主任</b>	40 27 5 8 -	<b>47.0</b> 45.4 47.0 52.0	376,852 373,515 436,871 350,620	77,173 73,231 123,269 61,672	299,680 300,284 313,603 288,948	係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級
職	<b>技術主任</b> 大学 文 卒	100 46 16 38 -	<b>46.5</b> 43.5 50.0 48.3	<b>421,980</b> 421,961 425,624 420,581	91,789 87,920 71,309 103,867	330,192 334,041 354,316 316,715	係長等のいない事業 所において、職能資格 等が上記主任と同等と 認められる主任 中間職(係長-係員 間)	同上
種	<b>事務係員</b>	403 240 64 97 2	38.9 36.6 41.5 43.2 53.5	332,205 334,429 323,069 332,898 314,486	<b>42,521</b> 42,004 38,996 46,954 23,214	289,683 292,425 284,073 285,944 291,272		同上
	<b>技術係員</b> 大短二年 大校 大校 大校 大校 大校 大校 大校 大校 大	469 286 73 108 2	35.0 33.9 39.2 35.1 43.6	335,089 326,085 329,959 358,224 448,071	49,453 43,772 53,419 60,029 130,417	285,635 282,313 276,540 298,195 317,654		同上

4 規模100人未満

4_	規模100人未満							
	項 目 令和5年4月分平均支給額				支給額			
		調査	平均	きまって支給			備考	対応級
		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A)-(B)	/	刘心秘
職	種			(A)	手当(B)			
1.23	17	人	歳	円	円	円		
	支 店 長	_	_	_	_	_		
	大学卒	-	_	_	_	_	構成員50人以上の	行政職(1)
	短大卒	-	_	_	_	_	支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	6級
	高校卒	-	_	_	_	_	(文献) (本代) (本代) (本代) (本代) (本代) (本代) (本代) (本代	
	中 学 卒 工 <b>場 長</b>	_		_	_			
	<b>工 場 長</b> 大 学 卒	_	_		_		I# D = - 1 D1   -	
	短大卒	_	_	_	_	_	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼	同上
事	高校卒	_	_	_	_	_	任者を除く。)	1.477
1 3	中学卒	_	_	_	_	_		
	事務部長	2	52.0	620,900	0	620,900		
務	大 学 卒	_	_	_	_	_		
	短 大 卒	-	_	_	_	_	2課以上又は構成員	同上
	高校卒	2	52.0	620,900	0	620,900	20人以上の部の長 職能資格等が上記	
	中学卒	-	-	-	- 15 401	-	部の長と同等と認め	
١	技術部長	2	48.5 *	555,375	15,421	539,954	られる部の長及び部 長級専門職(取締役	
技	大学卒	*	*	*	*	*	兼任者を除く。)	同上
	高校卒	*	*	*	*	*		14177
術	中学卒	_	_	-		-		
	事務部次長	_	_	_	_	_		
ВВ	大 学 卒	-	_	_	-	_	上記部長に事故等	<i>行</i> 动(1)
関	短 大 卒	_	_	_	_	_	のあるときの職務代	行政職(1) 4級、5級
	高校卒	-	_	_	_	_	行者 職能資格等が上記	-1011 - 101
係	中学卒	-	-	-	- 1.050	-	部の次長と同等と認	
	技術部次長	2	44.5	464,750	1,050	463,700	められる部の次長及び対象長級東明時	
職	大 学 卒 短 大 卒	2	44.5	464,750	1,050	463,700	び部次長級専門職 中間職(部長-課長	同上
押以	高校卒	_	_	_	_	_	間)	11-1 7
	中学卒	_	_	_	_	_		
種	事務課長	11	49.4	539,003	21,895	517,108		
	大学卒	4	47.3	471,175	0	471,175		
	短 大 卒	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員	同上
	高校卒	6	51.3	568,884	28,940	539,943	10人以上の課の長	
	中学卒	-		_		_	職能資格等が上記	
	技術課長	20	47.7	513,391	4,345	509,046	課の長と同等と認め られる課の長及び課	
	大 学 卒 短 大 卒	11	50.4	557,256	7,358	549,898	長級専門職	同上
	はいた	5 4	40.2 49.5	442,143 481,823	113 1,348	442,030 480,476		ln T
	中学卒	4 -	43.0 -	401,043	1,340	400,470		
Ц	1 7 4							

	項目			令和5 <sup>在</sup>	F4月分平均	支給額		
職	種	調 査 実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	<b>事務課長代理</b> 大	人 * - - -	歳 * - -	円 * * - -	円 <b>*</b> - - -	円 * * - - -	前記課長に事故等の あるときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人	行政職(1) 3級
事	<b>技術課長代理</b> 大概	8 7 - *	<b>40.4</b> 40.0 - *	<b>416,205</b> 424,079 - *	<b>91,348</b> 96,269 - *	<b>324,856</b> 327,810 - *	以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長 - 係長 間)	同上
務	<b>事務係長</b>	22 10 5 7 -	<b>50.0</b> 49.6 49.0 51.3	<b>450,789</b> 459,078 424,828 457,493	<b>67,006</b> 74,240 37,468 77,770	383,783 384,838 387,360 379,723	係の長及び係長級	同上
技術	<b>技術</b>	10 8 * -	44.8 45.3 * -	381,441 374,625 * *	<b>46,479</b> 47,299 * *	334,962 327,326 * *	専門職	同上
関係	<b>事務主任</b>	- - - -	- - - -	- - - -	<del>-</del> - - -	- - - -	係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級
職	<b>技術主任</b> 大短	* - - *	* - - * -	* - - * -	* - - * -	* - - * -	係長等のいない事業 所において、職能資格 等が上記主任と同等と 認められる主任 中間職(係長-係員 間)	同上
種	<b>事務保員</b> 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	61 19 12 30 -	<b>43.6</b> 39.1 46.6 45.4	<b>323,622</b> 334,769 316,397 318,972	<b>38,619</b> 41,596 19,594 44,624	285,003 293,173 296,803 274,347		同上
	<b>技術係員</b> 大学学校 短高校 中学	132 59 45 28 -	36.8 38.5 34.8 36.5	320,762 329,896 297,711 342,164	<b>42,421</b> 43,266 36,924 50,526	278,342 286,630 260,788 291,639		同上

## その2 給与比較の対象外職種

	72 紹子比較の 1 模 計	(A) 3K/14	<b>玖</b> /1里				
	項目			令和5年	F4月分平均	支給額	
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考
技能		人	歳	円	円	円	
•	電話交換手	ı	-	_	_	-	業務委託契約等に基づき、
労務盟	自家用乗用自 動車運転手	_	_	_	_	_	他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見
関係	守衛	_	-	_	_	_	習、外国語の電話交換手を
職種	用務員	1	ı	_	_	_	除く。
	大学学長	-	1	_		-	
	大学副学長	-	-	_	_	_	
	大学学部長	-	-	_	_	_	
教	大学教授	61	54.2	880,058	13,363	866,695	
育	大学准教授	48	49.7	688,067	28,383	659,684	
関	大学講師	35	46.5	579,249	28,146	551,103	
係	大学助教	41	37.4	523,262	65,069	458,193	
職	高等学校校長	_	_	_	_	_	
種	高等学校教頭	-	_	_	_	_	
	高等学校主幹 教諭	_	_	_	_	_	
	高等学校指導 教諭	_	_	_	_	_	
	高等学校教諭	_	_	_	_	_	
	研究所長	_	_	_	_	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研	研究部(課)長	4	48.0	682,654	163,358	519,297	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
究関	研究室(係)長	10	48.2	455,876	30,686	425,190	構成員3人以上の室(係)の 長
係職	主任研究員	13	39.7	474,538	130,615	343,923	下記研究員より上位の者
種	研究員	59	35.4	373,288	79,862	293,426	
	研究補助員	_	_	_	_	-	

	項目			令和5 <sup>左</sup>	F4月分平均	支給額	
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考
	病院長	人 -	歳	円 -	円 -	円 –	部下に医師又は歯科医師5 人以上
	副院長	_	_	_	_	_	上記病院長に事故等のあると きの職務代行者
	医科長	_	_	_	_	_	部下に医師又は歯科医師1 人以上
医	医師	_	_	_	_	_	
	歯科医師	_	_	_	_	_	
療	薬局長	_	-	-	_	_	部下に薬剤師2人以上
関	薬剤師	34	31.9	326,621	28,960	297,662	
内	診療放射線技 師	36	31.5	331,732	27,773	303,959	
係	臨床検査技師	32	33.3	301,826	23,742	278,084	
職	栄養士	13	35.8	376,228	79,630	296,598	
柳	理学療法士	39	25.5	263,570	4,238	259,332	
種	作業療法士	17	29.2	276,862	10,369	266,492	
	総看護師長	16	47.7	475,376	14,596	460,780	部下に看護師長5人以上
	看護師長	38	37.7	423,488	30,266	393,223	部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看護師	88	29.5	356,734	22,400	334,334	
	准看護師	_	_	_	_	_	

## 第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

	T				(手圧: /0)
項目	採用あり	<b>†</b>	切任給の改定状況	₹	採用なし
学 歴		増額	据置き	減額	
大学卒	40.0	(45.8)	(54.2)	_	60.0
高校卒	19.5	(70.1)	(29.9)	-	80.5

- (注)1 新規学卒者の事務員と技術者のみを対象としたものである。
  - 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

## 第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制度あり	79.5
制度なし	20.5

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配偶者	12,623
配偶者と子1人	19,166 (6,543)
配偶者と子2人	25,289 (6,123)

- (注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
  - 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
  - 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参考) (単位:円)

	子	10,000
市職員の現行	配偶者	7,000
扶養手当月額	父母等その他の扶養親族	7,000
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子1人につき加算する額	5,000

### 第15表 民間における特別給の支給状況

	区分	事務·技術等従業員	技能•労務等従業員
項 目			
平均所定内給与月額	下半期(A1)	387,929	356,193
(単位:円)	上半期(A2)	415,895	357,577
特別給の支給額	下半期(B1)	895,652	652,483
(単位:円)	上半期(B2)	934,158	671,294
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.31 月分	1.83 月分
付が別和マン人和古り口	上半期(B2/A2)	2.25 月分	1.88 月分
年間の平	均	4.50	月分

<sup>(</sup>注)1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から7月までの期間をいう。

## 第16表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係 員	50.6	3.0	-	46.4
課 長 級	31.8	8.5	-	59.7

## 第17表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

r.							(+12.70)
項目	定期昇給	定期昇給実施					定期昇給
役職段階	制度あり	定期 増額 減額 変化なし				定期昇給 停 止	制度なし
係員	89.6	83.7	46.5	-	37.2	5.9	10.4
課長級	78.0	73.4	39.1	1.2	33.2	4.6	22.0

<sup>(</sup>注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

<sup>2</sup> 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月分である。

# 第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項 目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	61.8	38.2
課長級	55.7	44.3
部長級	57.1	42.9

# 第3部 労働経済指標

### 第19表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

						(1)	<u> </u>
費!	世	帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
			円	円	円	円	円
食	料	費	35, 290	35, 580	56, 040	76, 490	96, 930
住	居関係	系 費	100, 920	107, 350	97, 550	87, 740	77, 940
被用	服•履	物費	7, 140	4, 860	7, 860	10, 860	13, 860
雑	費	I	30, 480	31, 720	60, 720	89, 730	118, 740
雑	費	П	7, 260	8, 480	11, 790	15, 110	18, 420
	計		181, 090	187, 990	233, 960	279, 930	325, 890

### (注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2~5人世帯については、「家計調査」(総務省)における令和5年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)を基に算定された全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

### 2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料 費 (食料 住居関係費 (住居、光熱・水道、家具・家事用品 被服・履物費 (住居、光熱・水道、家具・家事用品 被服・履物費 (被服及び履物 雑 費 I (保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽 での他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

# 第20表 労働経済指標

							 年 月	単位	令和4年			
項	目							中匹	4月	5月	6月	7月
賃金	全			調査産業計		金額	千円	307.9	301.2	304.0	303.7	
	国(		きまって 支給する 給 与		<b>则且压未</b> [		前年同月比	%	2.5	2.2	2.3	2.0
労働	規 模 3				うち所定内給与		金額	千円	281.9	277.2	280.0	279.1
時間	0 人以			7 - 2/7/AET J/M		7/7/21 7/14 7	前年同月比	%	2.2	1.9	2.1	1.9
	以上)	総	総実労働時		数(調査	至産業計)	時間数	時間	149.0	137.6	149.6	147.0
厚生労			うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.9	11.7	12.1	12.1	
労働省毎月勤労統	神奈			調査産業計		金額	千円	301.4	291.6	295.8	293.0	
月動	川県		まって 給する		则 且 生 未 訂		前年同月比	%	△ 1.4	△ 3.7	△ 1.8	△ 2.2
労統	規模	給			うち所定内給与		金額	千円	277.1	271.3	273.9	269.8
計調	3 0				7.21	1 VC 1 1 1 1 1	前年同月比	%	△ 1.9	$\triangle$ 3.4	△ 2.0	$\triangle 2.5$
査	人以上)	総:	実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	143.5	129.5	143.8	140.8	
			うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.2	10.4	10.9	11.2	
生	家計品	消費支出 (二人以上の世帯		全	玉		金額	千円	304.5	287.7	276.9	285.3
上       計	調査(						前年同月比	%	1.2	2.4	6.4	6.6
費	総務			Ш	崎 市	市	金額	千円	271.8	340.6	272.6	318.2
	省)	田帝			⊷Hl II1		前年同月比	%	△ 17.4	12.7	△ 8.4	10.0
物	(総合指数、総務省)			全	玉	前年同月比	%	2.5	2.5	2.4	2.6	
<i>-</i>			総務省)	川崎市		前年同月比	%	2.1	2.0	1.9	2.1	
1曲	価 国内企業物価指数(日本銀行)				前年同月比	%	9.9	9.4	9.6	9.5		
	常用原	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)					前年同月比	%	△ 1.1	△ 0.9	$\triangle$ 0.6	△ 0.6
雇用		有効求人倍率				全 国		倍	1.24	1.25	1.27	1.28
•	(厚	(厚生労働省)				川崎市		倍	0.70	0.71	0.73	0.78
生産			業生産指				前年同月比	%	△ 4.7	△ 2.7	△ 3.0	△ 1.8
	製 造 工 業 労 (日本生						前年同月比	%	△ 0.9	0.3	$\triangle$ 2.3	0.2

					令和5年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9
2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0
277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1
2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2
139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3
11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6
294.8	295.9	295.0	296.1	298.3	304.1	303.0	305.4	312.9
△ 0.7	0.0	△ 1.9	$\triangle$ 0.6	△ 0.1	4.9	4.3	3.4	3.8
272.6	273.6	271.4	272.1	274.2	279.4	278.6	280.1	286.8
△ 1.0	$\triangle$ 0.3	△ 2.4	△ 1.0	$\triangle$ 0.5	4.0	3.8	2.7	3.5
131.7	138.2	138.1	140.6	139.2	131.7	135.1	139.8	142.6
10.5	11.5	12.4	13.0	12.8	12.7	12.6	13.3	12.9
290.0	281.0	298.0	285.9	328.1	301.6	272.2	312.8	303.1
8.8	5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	$\triangle$ 0.5
278.8	287.7	319.6	329.9	344.7	288.9	252.2	290.4	323.5
△ 12.5	△ 5.9	4.6	7.8	9.1	△ 11.2	$\triangle$ 5.0	△ 8.1	19.0
3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5
2.7	2.7	3.4	3.5	3.5	3.8	3.0	3.1	3.3
9.8	10.4	9.7	10.0	10.6	9.5	8.3	7.4	5.8
$\triangle 0.5$	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7
1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32
0.81	0.83	0.86	0.87	0.94	0.93	0.93	0.92	0.82
5.7	8.7	3.1	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7
4.3	8.0	3.7	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 0.1